韓国における学業資格認定のためのNICの設置について

Establishment of National Information Center (NIC) for Qualification Recognition in Korea

高長完（成均館大学校）

KO Jang Wan　(Sungkyungkwan University)

平成 27 年 3 月
大学評価・学位授与機構　研究開発部

Research Department, NIAD-UE
March, 2015

韓国における学業資格認定のための NIC の設置について

Establishment of National Information Center (NIC) for Qualification Recognition in Korea

高長完（成均館大学校）

KO Jang Wan　(Sungkyungkwan University)

平成 27 年 3 月

大学評価・学位授与機構　研究開発部

研究会記録

Research Department, NIAD-UE
March, 2015

目　　次

報告書の趣旨 …… v

講演の概要 …… vi

講演の記録 …… 1

質疑応答の記録 …… 46

資　料 …… 50

【報告書の趣旨】

この報告書は、平成 26 年 12 月 17 日に大学評価・学位授与機構で行われた研究開発部研究会における講演と、引き続く質疑応答を記録したものである。この研究会においては、成均館大学校師範大学教育学科の准教授であり、また同大学の大学教育効果センターのセンター長でもある高長完先生を講師として、韓国における国際的な学業資格の認定のためのナショナル・インフォメーション・センター（NIC）の創設の可能性に関し、国内の議論、実状および調査研究の展開を講演いただき、参加者相互の討議を行った。高長完先生は過去数年に亘って、韓国における NIC の創設に関わる国家レベルの調査研究を主導する立場にあり、また現在の韓国での議論の背景にある実状や文脈についても知悉している。

知識と経済と交通、そして人々が抱える課題のグローバル化の進行がいわれる中、高等教育の場面でも学生と教員の国際的な移動は避けがたい現実となり、またより自由な価値と共通の課題の解決策の追求のためには歓迎すべき傾向ともなっている。そのような環境にあって、学修者の権利を適切に保障し、かつ教育機関としての責任を適切に果たすためには、高等教育機関にはこれまで以上に正確な情報を得ることが求められるようになっている。その情報には、いうまでもなく、外国での教育に関する情報が含まれる。

わが国においても NIC の設置の要否が問われ、大学評価・学位授与機構にはその需要に関する調査が求められる中、隣国である韓国において NIC の設置をめぐってどのような議論があり、何が期待され、どこに制約があるのかを把握することが、今回の研究会の目的であった。本報告書は研究会における講演の中で用いられたスライドを示し、おのおののスライドに関し英語で行われた講演を和訳した内容を、編訳者による若干の注記と共に記している。

本報告書が今後わが国における NIC に関する調査研究に貢献することを祈念し、韓国と日本の現状を比較検討するための貴重な機会を提供してくださった高長完先生に深く感謝の意を表する。

研究会主催者を代表して　　森 利枝（研究開発部准教授）

【講演の概要】

1983 年に採択されたユネスコの「アジア・太平洋における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約」が、2011 年の東京での会合で改正されて以降、韓国政府は外国の学業資格を認定するための最良の方法と、ナショナル・インフォメーション・センター(NIC)の設立に向けた方策を模索して、一連の研究プロジェクトを遂行してきた。この研究を担うプロジェクトチームはすでに「高等教育国家情報センターの国際ネットワーク構築方策の研究」(2012)と「ヨーロッパ及びアジア太平洋地域における学位認定と学位認定情報センター現状調査研究」(2013)の二つの調査研究を完了し、現在は三つ目のテーマに取り組んでいる。なお、実際に韓国に NIC を設置する場合には、理想的には教育部管轄下に NIC として新たな組織を設置することが望ましいが、研究プロジェクトチームでは現実案として韓国大学教育協議会（KCUE）の管轄下に新たな部署として置くことを提言している。NIC の規模、予算は、設置形態によって規定されることになるだろう。

<Abstract of the Presentation>

After the 1983 Convention was revised in Tokyo in 2011, Korean government has conducted a series of studies to find the best ways to recognize foreign qualifications and to establish National Information Center (NIC). The research team has completed two studies: 1) Establishing a network of NICs (2012) and 2) The case study of NICs in Europe and Asian-Pacific Region (2013), and is currently working on another study. Regarding the structure and administrative of Korean NIC, the research team proposed that NIC should be under Korean Council for University Education (KCUE) although the desired system is to establish a new institution under the Ministry of Education. The size and budget will be different based on the structure of the proposed NIC.

講 演 会 の 記 録

大学評価・学位授与機構の野上機構長はじめ教職員の皆さん、ご参加各位、お招きいただいて光栄です、高長完と申します。今日は過去 4 年間にわたってわたしが関わった研究についてお話ししますが、その前に、この一連の研究について皆さんにより深く理解していただくため、わたし自身について若干の自己紹介をしたいと思います。

わたしは 15 年以上、米国に住んでいました。2010 年に韓国に帰国するや、さまざまな国際関係の研究に参加を求められるようになりました。その直後の 2011 年には、ご存じの通りユネスコの「アジア・太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約」を改正するための会議が東京でもたれました。この東京会議には、韓国からは教育部の次官が参加予定だったのですが、わたしは次官や他の官僚から、渡日前の情報提供を求められ、実際に相談に乗りました。いわば諮問委員のような立場です。韓国では官僚は１－２年のサイクルで配置転換されます。日本の状況は詳しく知りませんが、おそらく韓国と同様だと思います。わたしは教育部に対して、この問題に関する専門知識を持った人材

を維持することを提案しました。諮問委員としては当然わたしの前任者もいたのですが、わたしはこの役目を負う条件として、わたしを継続して任用することを求めました。わたしの任務はこのようにして始まったのです。

2011 年の東京での会議で、日本は上記の地域条約にサインしていませんが、いっぽう韓国政府はサインして条約を受諾しました。そのような経緯で、韓国では外国での学業資格を認定するためのナショナル・インフォメーション・センター（National Information Center: NIC）の設置に向けた対応が始まりました。これが、わたしがおこなった一連の研究の背景です。

2012 年に、わたしは韓国大学教育協議会（Korean Council for University Education: KCUE）の委託を受ける形で、最初の研究プロジェクトに着手しました。KCUE は大学評価をおこなっている組織です。このときわたしが考えたことは、いきなり NIC の設置を目指すのではなく、ネットワークの構築から始めようということでした。NIC を設置すべきだという信念はありましたが、韓国にはまだ NIC はできていません。これまでに二つの研究プロジェクトが終了していますが、最初の研究に基づく報告では、NIC を設置した場合に必要となる組織や予算に関する試算をおこないましたが、政府―この場合は教育部ですが―はそのような予算計上はしないという立場でした。それではということでわたしは第二の研究プロジェクトを開始し、現実策を模索するということで、他国の事例を調査しました。この一連の研究プロジェクトを通しての判断ですが、英国のシステムとオーストラリアのシステムがもっともよく発達していると思われます。もちろんヨーロッパ諸国では国家間のネットワークが発達していますが、そのなかでも UK-NARIC はぬきんでています。そこで、研究プロジェクトとして英国とオーストラリアの現地調査をおこないました。

加えて、2013 年にはロシアのプーチン大統領が韓国を訪問しました。その際、ロシア政府は韓国政府、すなわち教育部に対して、学位の相互認証に関する合意を結ぶことを強く要請してきました。しかし韓国政府はむしろ後ろ向きでした。韓国にはロシアの教育に関する充分な情報がなかったためです。これはわたしには驚きでした。韓国にとってロシアは、米国、日本、中国と並んで周辺 4 大国を形成する大国であるのに、その教育に関する情報の蓄積がないのです。韓国政府がその状況をロシアに伝えたところ、ロシア政府からは、では韓

国からロシアに調査団を送ってはどうかという提案がありました。そうすれば韓国がロシアを信用できるだろうということでした。

そこで、韓国教育部から一人、KCUE から一人、そして専門家としてわたしがロシアを訪問し、ロシアの政府関係者に会ったり NIC や評価機関などを訪問したりしました。これも第二の研究プロジェクトの一部を形成しています。この間、言うまでもなくいくつかの NIC の国際会議にも出席し、何度か報告もおこないました。

さらに、先月のことですが、わたしは三つ目の研究プロジェクトを事実上完了させました。すなわち、外国の事情を理解した上で、では韓国はどうするか、具体的なところを考えようというものです。したがってこれは 10 カ国における外国の学業資格の認定に関する事例調査に基づく研究となりました。韓国政府はまだ NIC を作るかどうか検討している最中です。そこでこの研究では 10 カ国の事例を選び、国際的な学業資格認定の基準について韓国政府の判断の材料となる情報を提供しようとしたわけです。この三つ目の研究プロジェクトについては、今月（2014 年 12 月）中には成果をまとめて報告書の刊行に至れるものと思っています。

以上、わたしの研究の背景をお話ししました。現在わたしの立場は、韓国政府は実現可能な範囲で最良の NIC の組織を持つべきだというものです。日本には昨日参りましたが、渡日前に KCUE のディレクターに会って、この NIC の件について話してきました。おそらくは、2015 年の早い段階には韓国の NIC をどうするかという問題について結論が出ると思います。

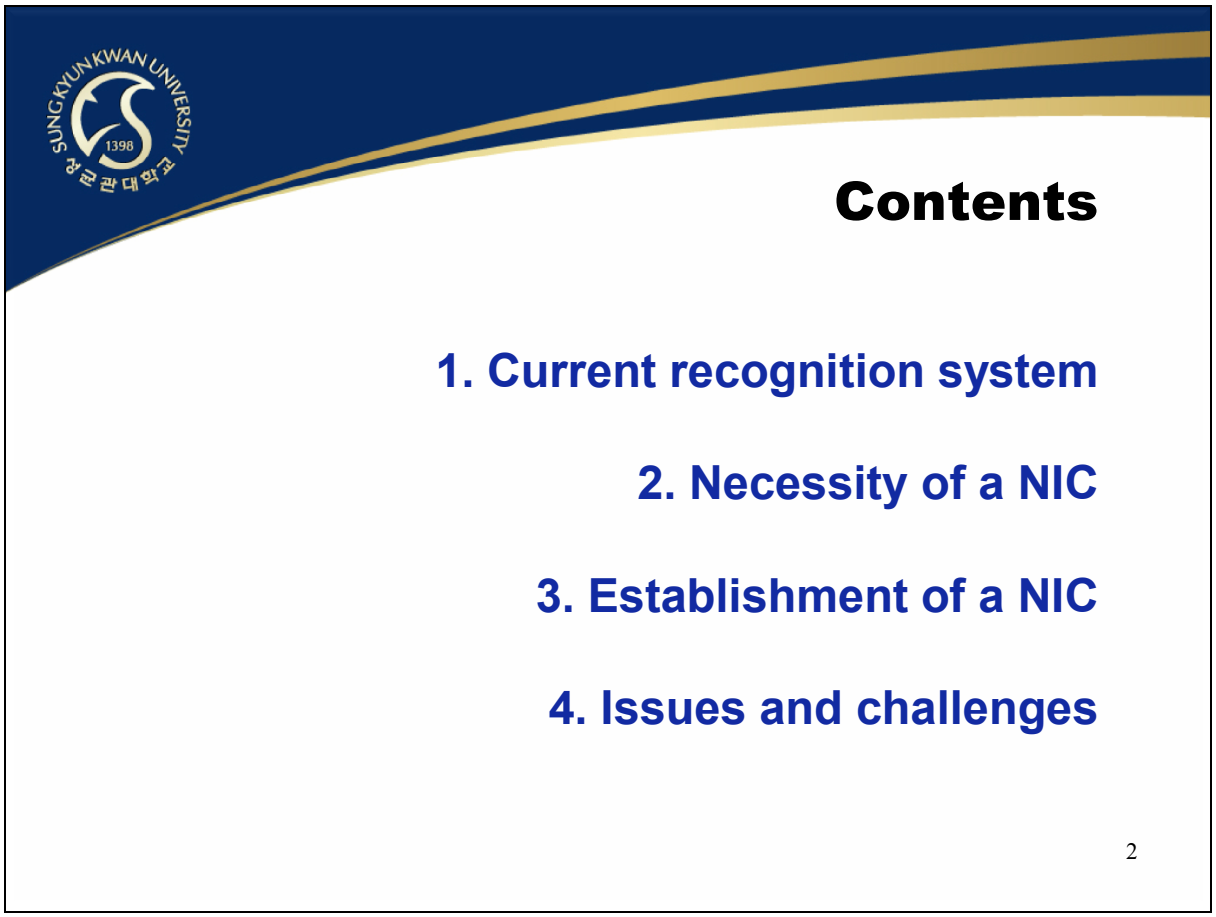

このスライドが、今日の発表の概要です。まず、外国での学業資格認定について、韓国の現状はどうなっているのかお話しし、次になぜ韓国が NIC や、あるいはそれに相当するような外国での学歴の認定をおこなう評価機関を必要としているのかお話しします。それから、ありうべき NIC の組織構造や予算や人的資源について、私たちの研究チームが諮問に対して提言した内容をお話しします。最後に、韓国における NIC の設立に向けた課題がどのようなものかお話ししたいと思っています。

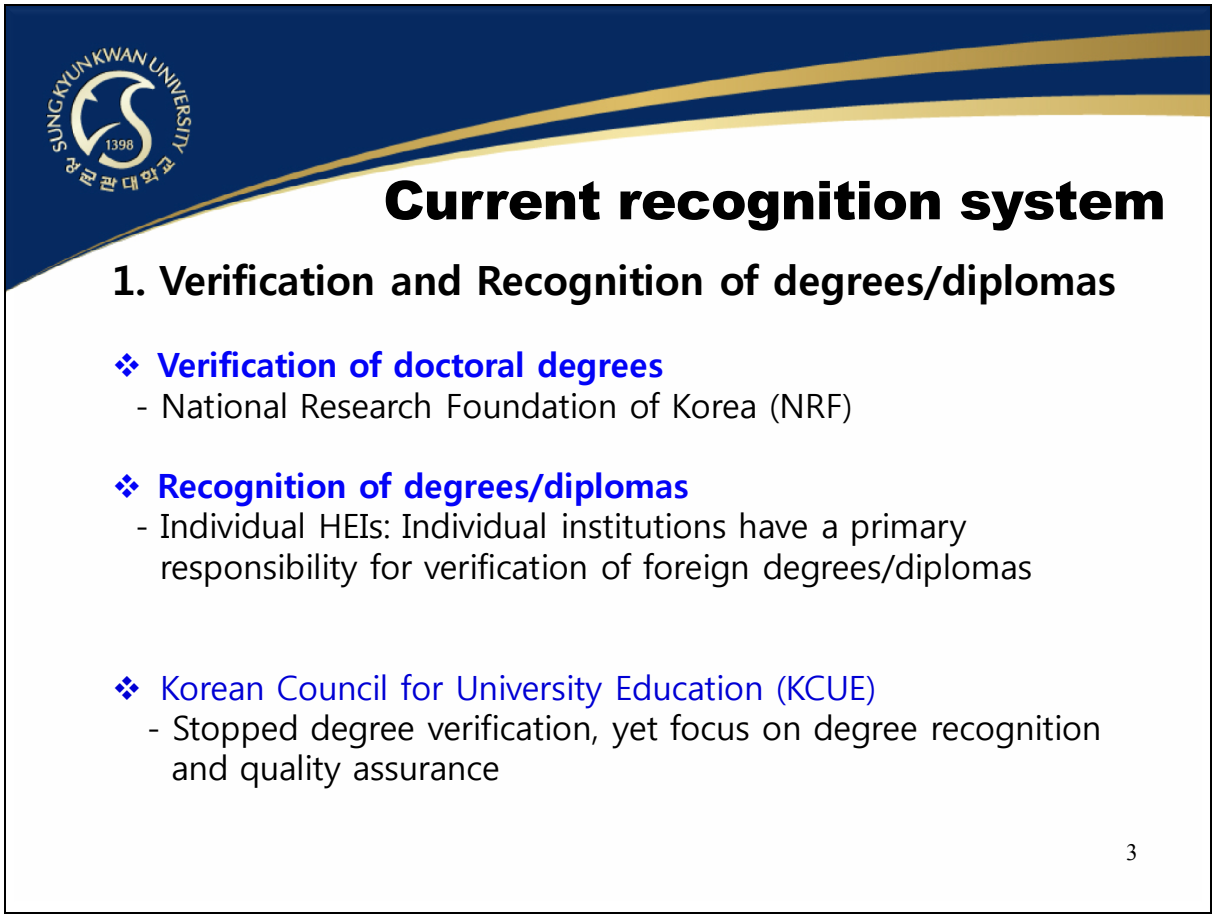

実のところ、韓国には現在外国での学業資格を認定するシステムは存在しているといえます。しかし同時に韓国にはそのようなシステムは存在しないといっても誤りではなく、わたしは存在しないと言うべきだと思っています。これはどういうことかというと、これまで長期間に亘って韓国に存在しているのは、学位の認定（recognition）のシステムではなく、学位の認証（verification）のためのシステムなのです。

では、学位の認定というのはそもそもどういうことなのか、これについてはあとで説明しますが、学位の認証については政府ではなく各大学が一義的な責任を負っています。現在の韓国には外国の学業資格認証のための包括的なシステムはありません。スライドの一番下に KCUE を挙げましたが、KCUE は一時、外国の学位を認証する仕事をしていました。しかし現在ではその機能は停止されています。では、ひとつずつ見ていきます。

まず、韓国においては韓国研究財団（National Research Foundation of Korea: NRF）が、長年にわたって学位の認証の役目を負っています[1]。ただし NRF がおこなうのは博士の学位の認証だけで、学士や修士の認証はおこなっていません。

[1] 韓国研究財団（National Research Foundation of Korea）じたいの発足は 2009 年であるが、前身の韓国科学財団（Korea Science and Engineering Foundation）、韓国学術振興財団（Korea Research Foundation）、国際科学技術協力財団（Korea Foundation for International Cooperation of Science and Technology）はそれぞれ 1977 年、1981 年、2004 年に設立されている。韓国研究財団はこれら 3 機関が統合されて発足した。

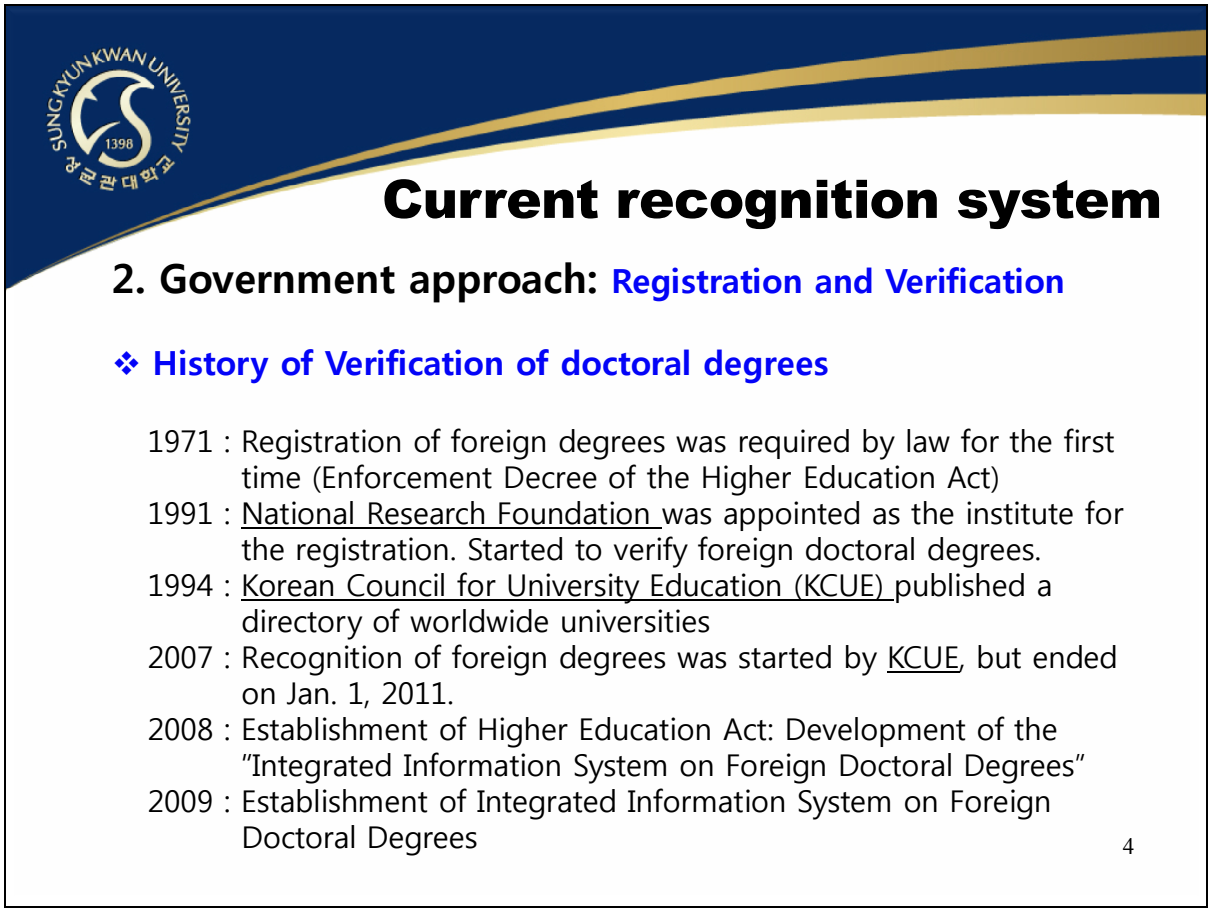

じっさい、1971 年には、学位の認証に関する法律がありました。しかしその後 10 年間この問題はほぼ棚上げにされ、見るべき進歩はありませんでした。ただ法律だけが存在していたのです。その後 1991 年になって、NRF は博士学位の認証を開始しました。その数年後、KCUE が浩瀚な—おそらく 1,000 ページ以上の—偽学位に関する報告書を出しました。このころ韓国では非常に多くの、というと語弊がありますが、かなり多くの偽博士学位が横行していることが明らかになっていました。たとえば韓国の大学教授が米国で博士の学位を取ってきたというのだけれど、調べてみると、博士課程の期間中に 3 度その大学を訪れただけだったとか、あるいは別の教員が博士の学位を取ってきたのだけれど、その機関はディプロマ・ミルだったとか、そのような例です。そこで KCUE が調査研究をおこなって 1994 年に報告書を出しました。その報告書には世界の何カ国かの、すべての正規の大学のリストが載せられていました。大変な労作といえます。

その後 2007 年に大きな動きがありました。KCUE の学歴認定のサービスが始まったのです。これに先立って政府の側が、外国の学歴の問題を非常に重要視するようになっていました。教育部だけでなく、政府の他の部[2]も参加して、この問題に関する会議がもたれました。このときの議長が教育部の次官でした。2007 年に韓国社会では外国で取得された学歴に関するある問題[3]が起こり、2008 年には高等教育法の改正もなされました。そして 2009 年に、KCUE が公式に外国の博士の学位に関する情報提供の統合的なサービスを開始します。これ以前は、学位の認証は個別大学の責任で行われていました。しかしここに至って、政府は、政府が関与すべきだというふうに方針を転換したのです。

[2] 韓国の「部」は日本の省に相当。

[3] 光州で開催された国際的な美術展の共同監督に選任された、ソウル市内にある私立大学の助教授が、大学に対してイェール大学で博士の学位を取得したと申告した内容が虚偽に基づくものであるという疑いが呈されたことを発端に起きた、韓国政界を巻き込む事件。

Current recognition system

2. Government approach

❖ Law and Policies

➢ **Higher Education Act**

- Article 27 (Report of Doctor's Degree Obtained in Foreign Country) (1) The person who obtains a doctor's degree from a foreign country shall report it to the Minister of Education, Science and Technology pursuant to the Presidential Decrees. *<Amended on January 29, 2001, February 29, 2008, March 28, 2008>*

(2) The Minister of Education, Science and Technology shall establish an information system for the degrees of foreign schools including the status of doctor's degree of foreign schools and accreditation of the local government on the degree. *<Newly established on Mar. 28, 2008>*

5

その前の 2008 年の高等教育法の改正ですが、ここでは、外国で博士の学位を取得した場合には今でいう教育部に申告しなければならないことが決められました。加えて、教育部は外国で取得された博士の学位に関する情報の提供の仕組みを確立しなければならないとも定められましたが、そのための組織については、法は何も決めていませんでした。

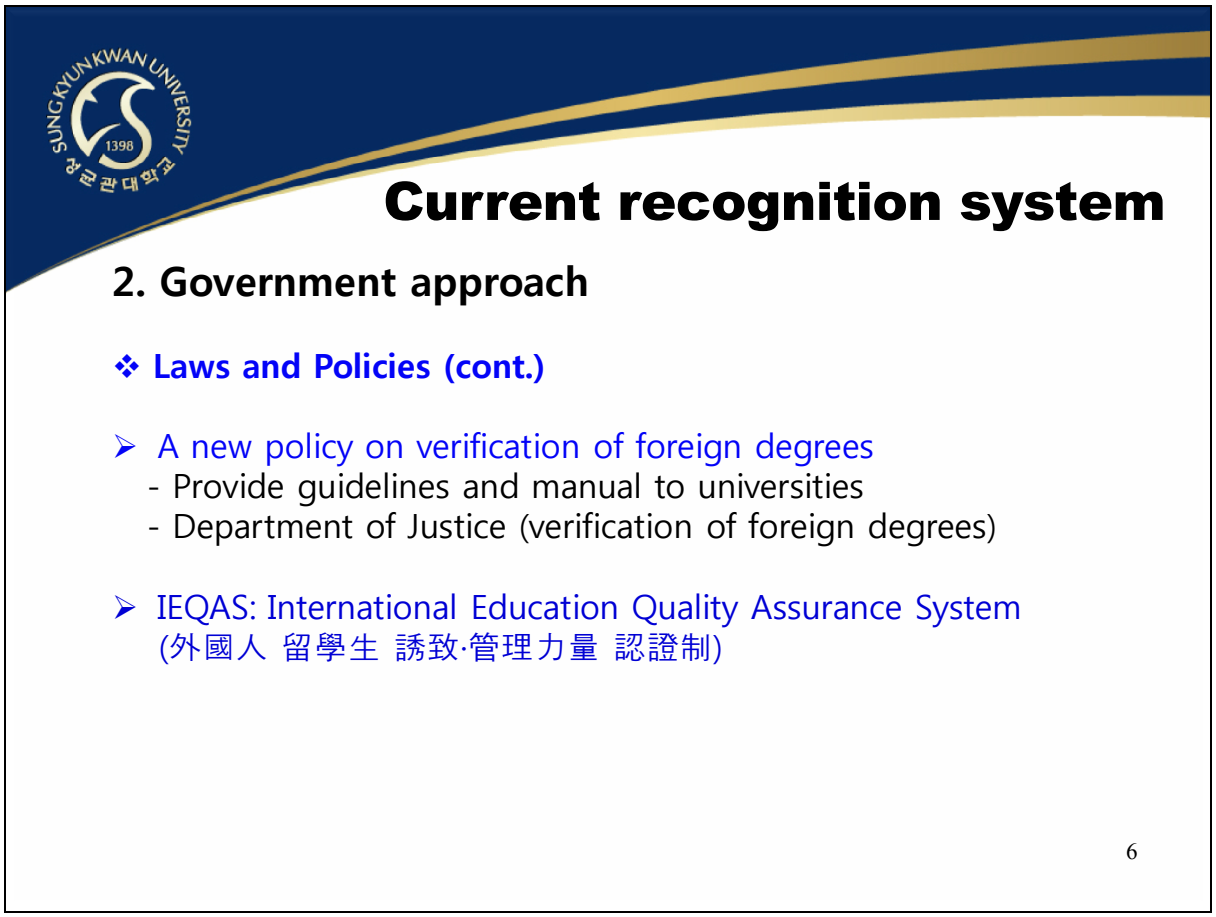

また、わたしが今回のひとつめの研究に着手する前に別の研究者の呉教授によっておこなわれた研究をもとに、外国の学位の認定ではなく認証についての新たな政策も打ち出されました。この政策は、教育部が全大学に向けて、外国の学位の認定の手順に関するガイドラインを提供するというもので、このガイドラインは実際に発表され、大学はこのガイドラインに従って認証を行うことになりました。これが、何らかの方策が実現された最初のケースといえます。呉教授はわたしの研究プロジェクトの二つ目と三つ目のものにも参加しています。

加えて、法務部[4]も、偽博士学位の問題を受けて、学位の真正性を判断する方法について研究をおこないました。その結果、新たなシステムができました。漢字で示しましたのでご理解いただけると思います。「外国人留学生誘致・管理力量認証制」というものです。これは、中国の大学が授与した学位の真正性をチェックするためのシステムです。というのも、韓国

[4] 日本の法務省に相当。

においては**表 1** にあるように外国人学生の約 70%が中国からの学生で、かつ偽学位の多くが中国やマレーシアほかの東南アジアの国の大学で授与されたと偽るものだったからです。このシステムはウェブサイト上で、学位記の見た目と、学位記番号がチェックできるというものです。そのうえで、学位記番号などが合致しないと、その旨の警告が表示されます。このようなオンラインのシステムを、法務部が提供しています。

ここで法務省が目指したのは、特に小規模私立大学に見られることですが、韓国に就学しに来たはずの外国人が、現実には許可なく就労していたり、最終的に行方不明になったりするケースがあることへの対応です。政府は各大学に、留学生の管理を求め、評価制度を導入しました。その結果、管理が不十分だと判断された場合には大学に罰則が科されることになったのですが、この罰則というのは法務省が当該大学への留学希望者へのビザの発給を停止するという厳しいものです。これは 2012 年に始まった政府の規制ですが、すでにソウルの有名な大規模大学を含む複数の大学が、この規制の対象となって大きな問題になりました。

表 1　韓国高等教育機関への学位課程留学生数（送り出し国別）

国名	学生数	占有率
中国	38,394	67.7%
モンゴル	2,490	4.4%
ヴェトナム	2,153	3.8%
米国	1,808	3.2%
日本	1,367	2.4%
台湾	952	1.7%
インドネシア	747	1.3%
カナダ	639	1.1%
インド	586	1.0%
マレーシア	456	0.8%
（小計）	(49,592)	(87.4%)
総計	56,715	100.0%

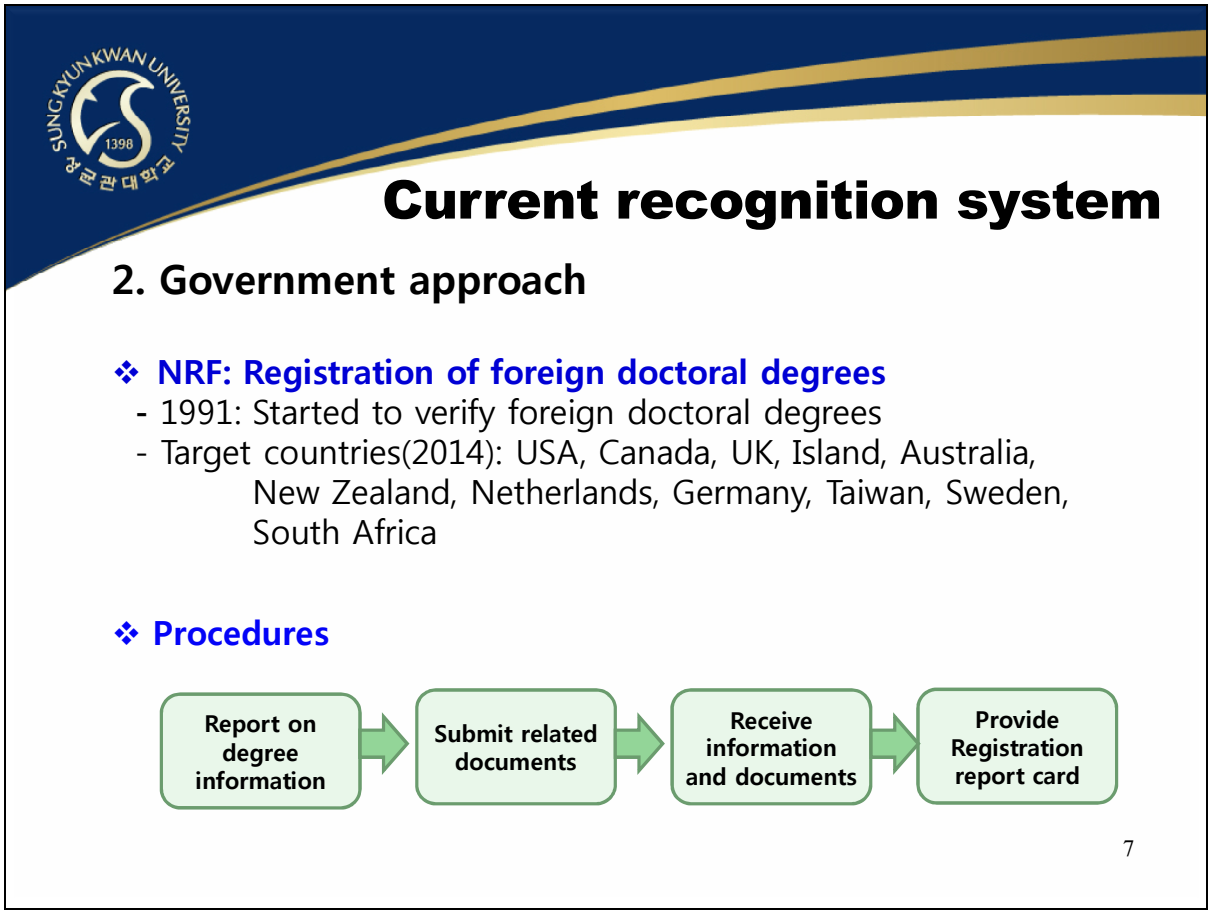

さて、既に述べた韓国研究財団（NRF）の認証制度ですが、その手続きはおおむねこのスライドに示した通りです。この2014年までの間に、11の国に関して認証をおこないました。当初8カ国について認証をおこなって、それはここに挙げたように米国、カナダ、英国、オーストラリアといったようにほとんどが英語を話す国だったのですが、その後ドイツなどが加えられました。このように認証サービスの対象となるのが英語国中心になるのは、予算が限られているためです。日本に来る直前、先週のことですが、わたしはNRFのスタッフと話して、学位の認証制度がどのような状況になっているのか確認してきました。現在、年間1,000件ほどの認証の請求が提出されるということです。手数料は1件あたり35米ドル程度です。もちろんNRFの予算は教育部から来ていますが、学位認証のための年間予算は60万米ドル程度で、学位認証を担当する部署では2-3人のスタッフですべての仕事を回しているということでした。

スライド７には NRF の手続きを図示しておきました。かなり単純化していますが、手続きの流れのひとつはこのようなものです。大学が関連書類を用意して NRF に提出します。NRF の側は、当該博士学位が真正であるか否かを判断します。博士学位の真偽の判定が NRF の目的であって、ここでは学士と修士の学位は扱っていません。

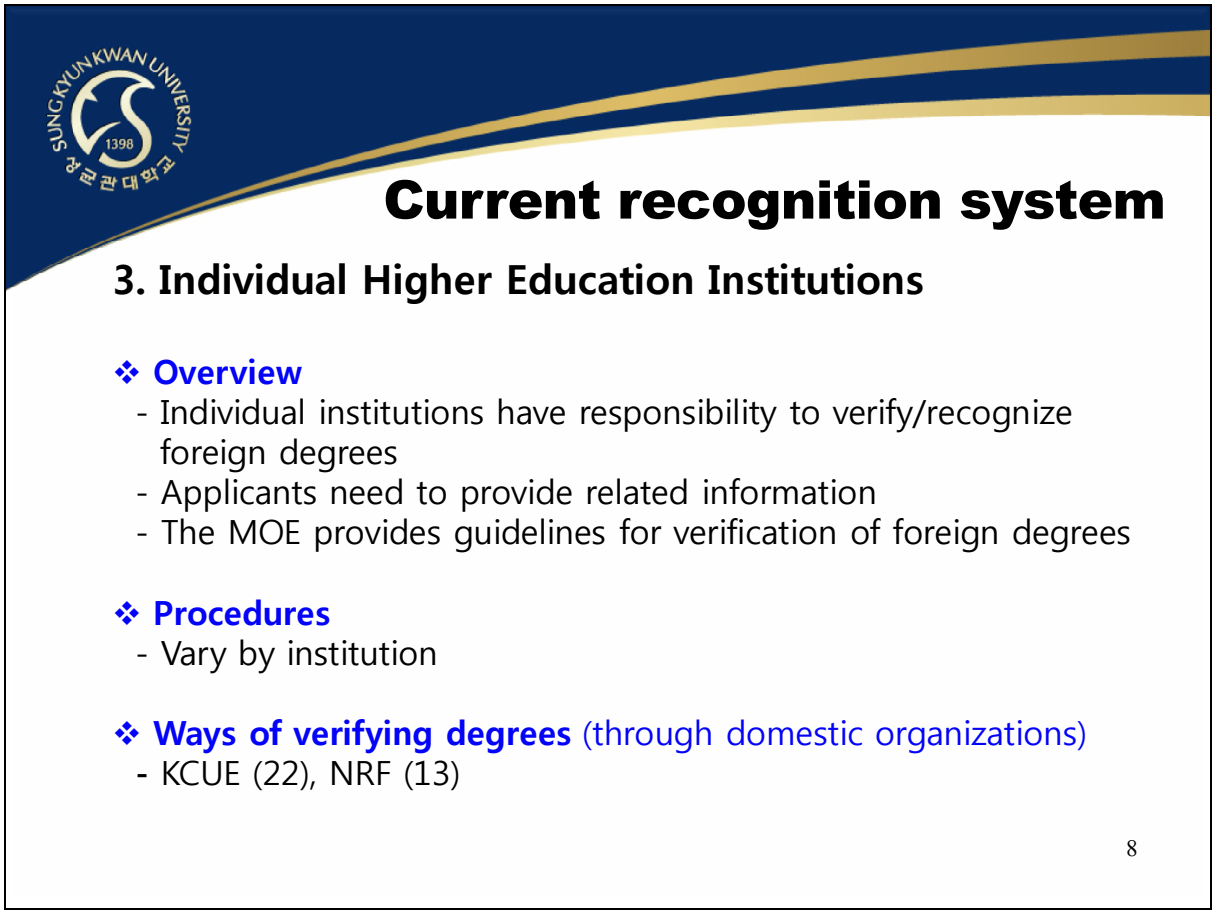

このスライドは個別の高等教育機関がおこなうことを示したものです。先述したとおり、外国学位の認証については個別の大学が責任を負っています。それに対して、政府は 2011 年にガイドラインを発表しています。つまり個別大学はこの政府の提言にしたがって学内に何らかのルールを設けているわけです。また、独自の書式も用意されているはずです。わたしが勤めている成均館大学の書式をお目に掛けます【資料】。留学生一人あたり 2 枚の書式があって、いっぽうが認証の申込書です。もうもういっぽうは大学による評価を書き込んで、学生と同意することを記すものです。大学は学位の認証のためにさまざまな方法を使います。たとえば大使館や領事館に照会したり、あるいは NRF を利用したりと、使われる手法はさまざまです。

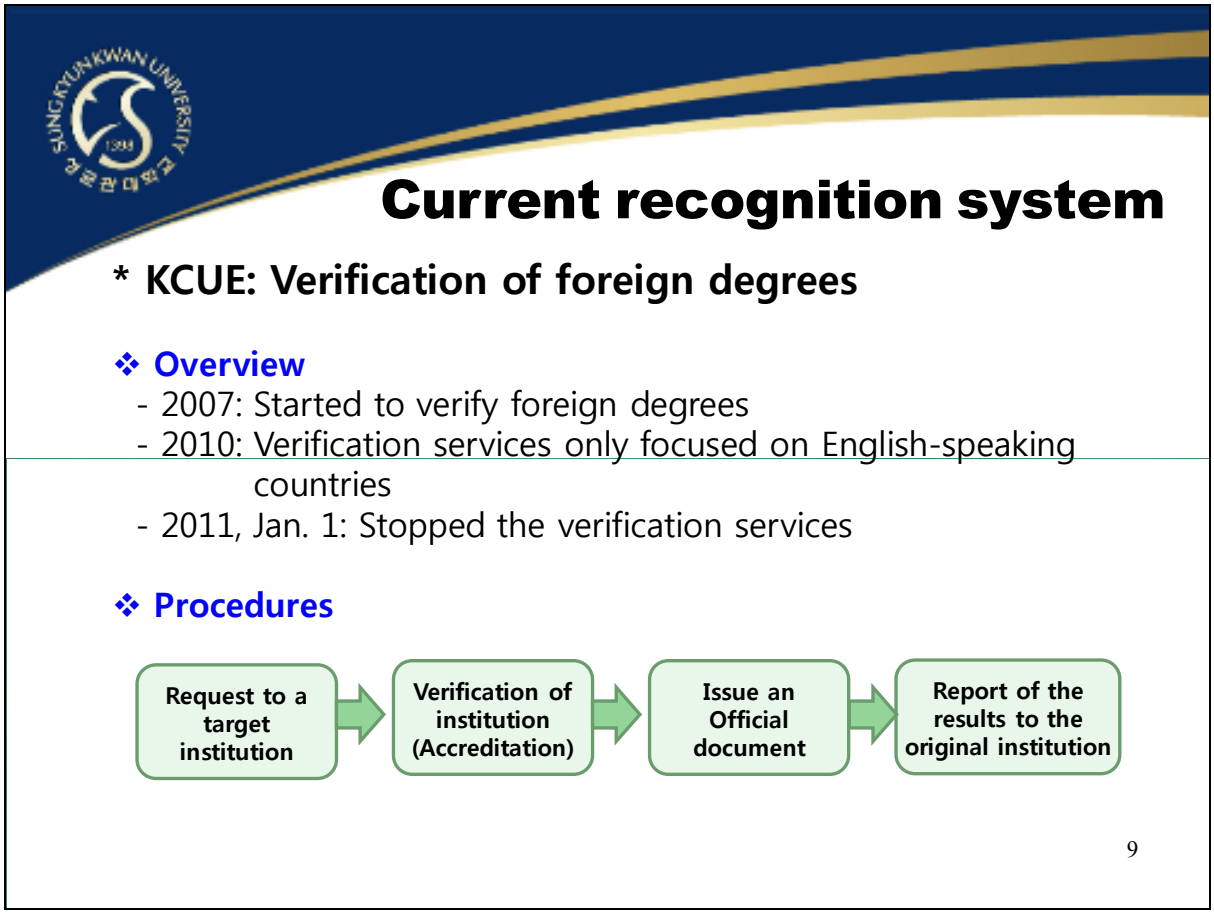

2010 年までは KCUE が外国学位の認証の代行サービスをおこなっていましたが、そのサービスが停止されて以来、各大学は大使館、NRF、そして最もよくあるケースとして、学位を授与した当の外国の大学に直接照会するという方法を採ってきました。このような手続きにはどうしても時間とお金がかかります。KCUE が代行サービスを行っていた頃にも、料金が発生していました。当時 KCUE は年間 1,000～2,000 件、あるいは 3,000 件程度の案件を処理していたはずです。

というわけで、外国学位の認証に関しては、需要は確かにあったのですが、KCUE としては予算が充分ではなく、このサービスを停止しました。そして、この事業は、博士の学位に関しては NRF に移管されました。

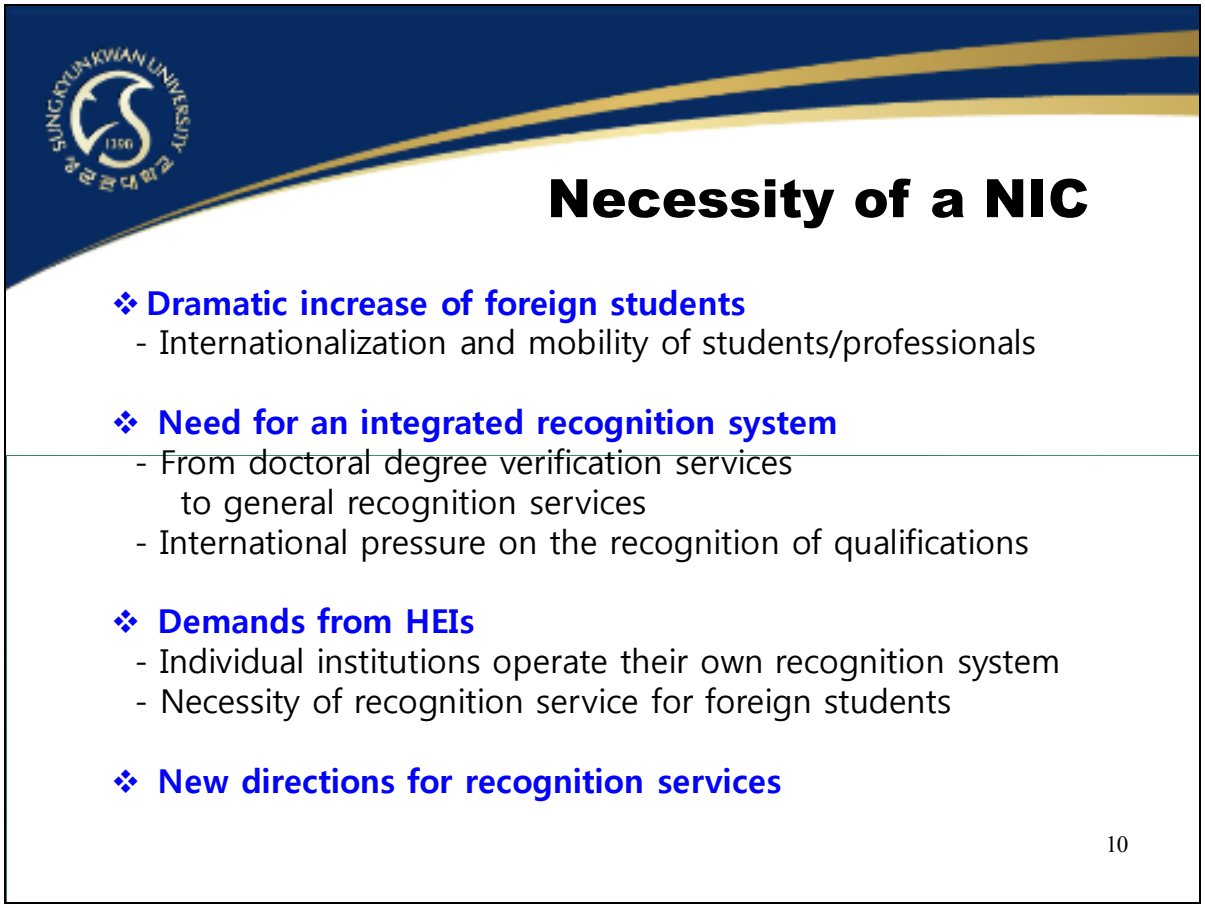

では、そもそもなぜ韓国の高等教育界において NIC が必要なのか、ここに考えられる理由を挙げておきました。

まず、先ほども触れましたが外国人学生が増加しているというのが理由のひとつです。OECD 加盟国の中でも、韓国は 2000 年以来最も急速な外国人学生の増加を見ている国だと思います。現在は学位の認証の仕組みはありますが、統合的な認定のシステムはありません。これを提供することが必要です。

また、国際的な要請というものもあります。ユネスコをはじめとした国際機関が、質保証のシステムや学位の認証のシステムを持つことを韓国に要請しています。これは、韓国が、送り出しにしても受け入れにしても、学生の国際的なモビリティ、特にアジアの国々との間のモビリティが高いためです。その、モビリティの高さゆえに、学位の比較可能性を検討するシステムを持つことに関する、韓国の高等教育機関にとっての必要性が高まっているわけです。

さらに、個別の高等教育機関からの需要も理由のひとつです。2011 年の報告についてはあとで触れますが、その当時、個別大学は、国などの中央組織が何らかのセンターを持つことを希望していました。また、その後、今から数年前のことですが、KCUE は大学関係者を招いた専門家会合を開いて、外国での学業資格の認定の問題を話し合いました。そこで指摘されたことは、個別の高等教育機関にとって、この認定をすべて自力で行うことは非常な負担であるということでした。そして、もし政府がこのプロセスにおいて何らかの機能を果たすのならば、それは個別高等教育機関にとって大きな助けであるということも指摘されました。最終的に KCUE の報告書では、政府が外国での学業資格の認定の機能を果たすことが推奨されました。

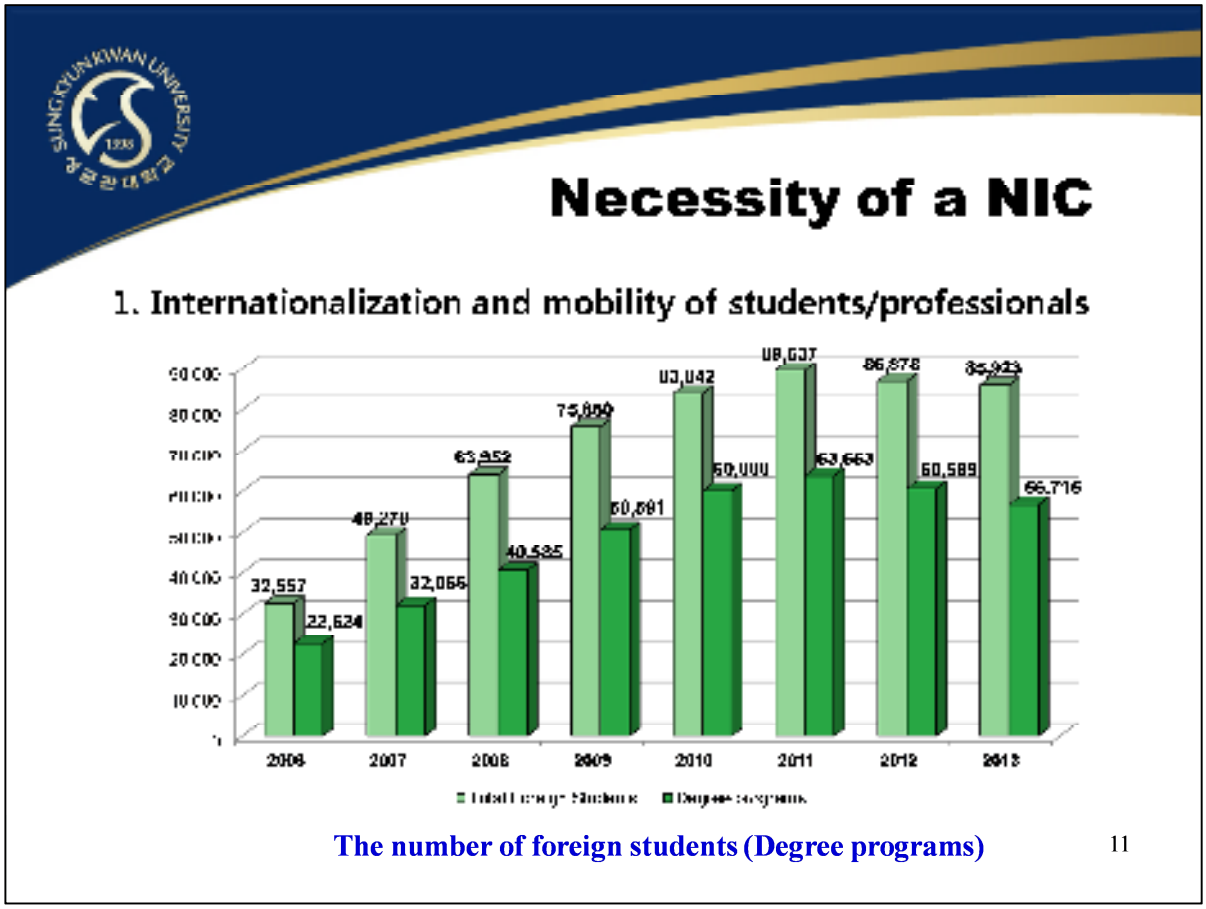

このグラフは、韓国で学ぶ外国出身の学生の総数（右）と、そのうち学位プログラムに属している学生の数（左）を示したものです。2004 年に、韓国ではスタディ・コリア・プロジェクトという国家プロジェクトが始まりました。そこでは当初、2010 年までに、正確な数字は今思い出せないのですが、5,000 人とか 15,000 人とかの留学生を誘致しようという目標が掲げられました。ところがその目標は、かなり早い段階で達成されてしまいました。そこで、新たに、2012 年までに 10 万人の留学生を受け入れるという目標が設定されました。グラフからも分かるように、2011 年にかなり近いところまで達したのですが、その後受け入れ留学生の数はやや減少を見ました。とはいえ、現在のところ韓国ではほぼ 86,000 人の外国からの学生が学んでいます。

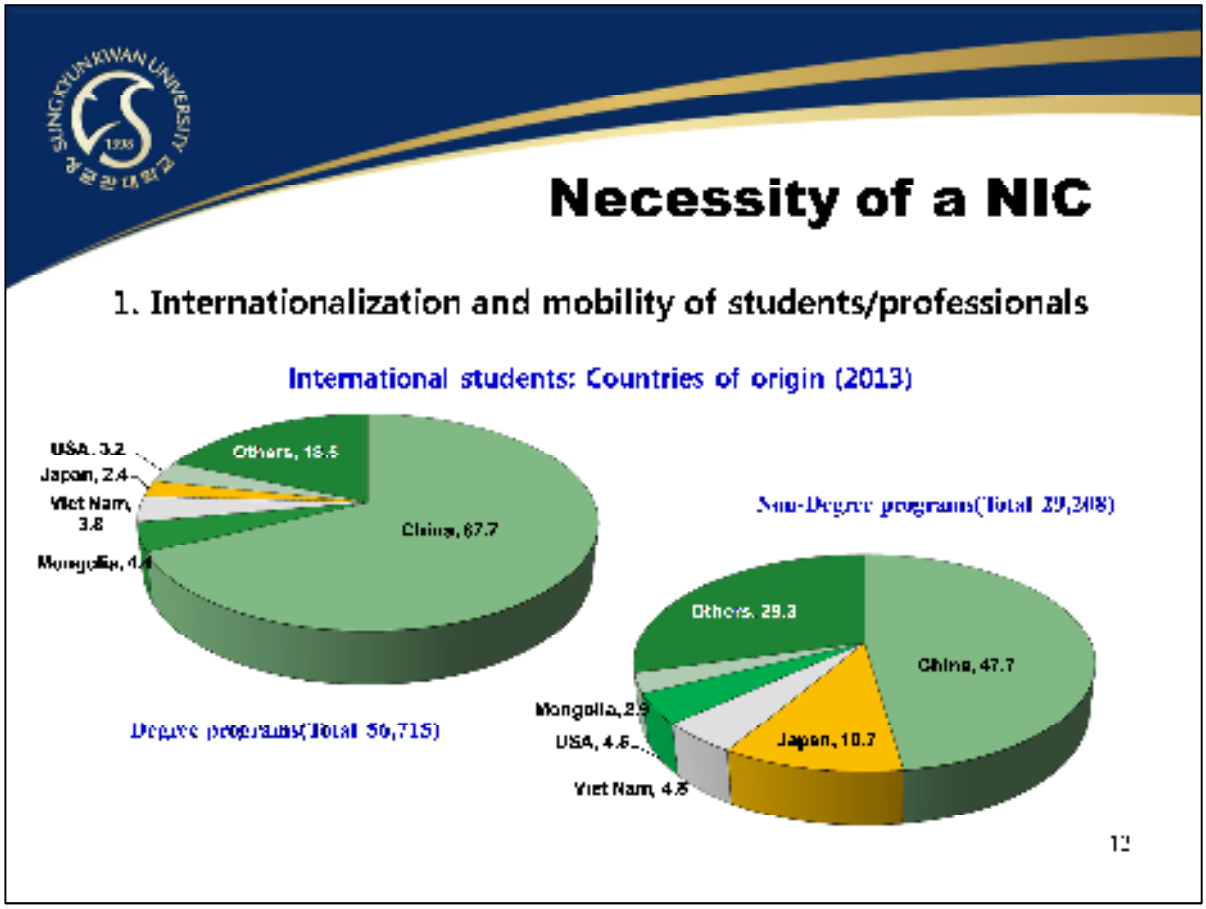

韓国に対する留学生の送り出し国の最大のものは中国で、現在、学位課程で学んでいる外国からの学生の約 68%が中国出身です。それからモンゴル、ヴェトナム、米国、日本と続きます。

いっぽうで、学位を与えない課程を見ますと、中国人留学生のシェアは 50%弱です。日本からの学生の割合は 10%以上になります。残りの約 30%は、様々な国出身の学生で占められています。

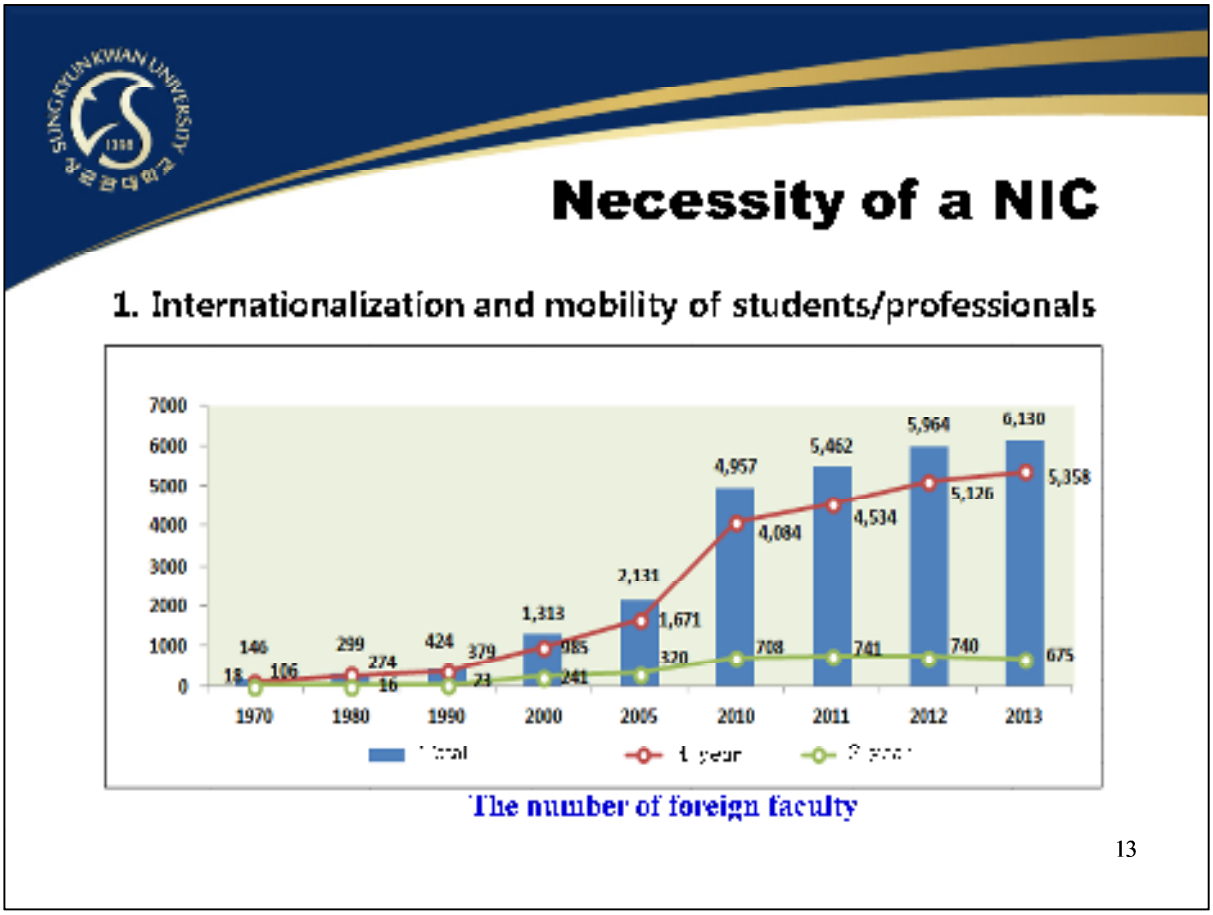

学位の認定が問題になるのは学生の受け入れだけではなく、教員の採用においても同様です。このグラフは韓国内の高等教育機関で教えている外国出身の教員数の変化を示したものです。グラフからも分かるようにこの 10 年間で大幅な増大を見ています。現在、6,000 人以上が、外国出身で韓国内の高等教育機関で教えている教員です。

わたしもこの件について昨年調査をしました。この領域に関心を持つ研究者はあまり多くないのですが、それもあって調べてみたところ、韓国内の外国人教員には大きな多様性があることが分かりました。特に、地方の小規模大学になると、修士や、あるいは学士すら持たない教員がいることが分かったのです。この 6,000 人の教員の内訳はかなり隔たりがあるといえます。

韓国では、大学教員になるには、いくらかの例外的な分野を除いて博士の学位を持つことが必須です。しかし外国人教員の中にはそれを持たない人々がおり、かれらの学問的な裏付けは非常に弱いと言わざるを得ません。そのいっぽうで、韓国の大学は積極的に外国から学

生や教員を誘致しようとしています。これには理由があって、これら外国人学生や教員の人数が政府の評価指標として用いられているからです。この指標は、たとえば外国人教員のパーセンテージを問うもので、かつ重要な指標として扱われます。しかし、その力量は問われません。たとえば韓国語の能力がどのくらいだとか、どのような学位を持っているかは問われません。大学によっては「外国人だから」という理由で採用するところもあります。これはご想像の通りゆゆしき問題で、このようなこともあって韓国には外国の学位の認定システムが必要なのです。

このほかに、国外からのプレッシャーの問題もあります。冒頭申し上げましたが、2011年のユネスコの東京会議で、韓国は「アジア・太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約」にサインしています。これが、国外からのプレッシャーとなっています。

Necessity of a NIC

2. Need for an integrated recognition system

- ❖ **Recognition services beyond doctoral degree verification services**
- ❖ **International pressure on the recognition of qualifications**
  - UNESCO agreement

NRF

Year	Foreign Doctoral degree holders		
	LA & SS(%)	S&E(%)	Total
Total	1,822	1,463	3,285
2008	778(55.5%)	624(44.5%)	1,402
2009	711(57.0%)	537(43.0%)	1,248
2010*	333(52.4%)	302(47.6%)	635

* As of July

KCUE

	'07	'08	'09	'10
Total	3,301	4,359	2,277	2,554
BA	569(1.72)	2,029(46.5)	1,252(55.0)	1,789(70.0)
MA	1,050(31.8)	1,129(25.9)	527(23.0)	409(16.1)
PhD	1,682(51.0)	1,201(27.6)	498(21.9)	356(13.9)

14

このスライドは、2011 年までのデータを示しています。左の表は、外国での博士の学位の取得者の数です。先にも述べましたが、外国で博士の学位を取得した韓国人は韓国研究財団(NFR)に報告することになっています。これは義務ではありませんが、そうすべきだということになっています。2009 年を見ると約 1,200 人、2010 年には 7 月時点で 600 人あまりとなっています。この数はおそらく現実を表していません。というのも、例えばわたしは米国で博士の学位を取得しましたが、実は NFR には報告していません。特に処罰もありませんでした。

ご想像の通りこれは大きな問題で、実はわたしは博士の学位取得者の報告の件に関して政府から調査を依頼されたのですがお断りしました。ルールと現実のミスマッチが大きすぎると思われたからです。かつ、依然これが大きな問題であることは確かです。

いっぽう右の表は、KCUE が認証した学位の件数を示しています。この認証の主眼も博士の学位にあるのですが、2008 年以降学士の学位の認定件数が大きく伸びています。これは、

学士段階の外国留学を促進するサービスが国内で活発化したせいでもあるのですが、いずれにせよ KCUE はこの認証の代行サービスを 2010 年に停止しています。この機能を継承した機関はありません。NFR は博士の学位のみ認証サービスを提供しています。どこかの機関が、何かをしなければならない状態です。

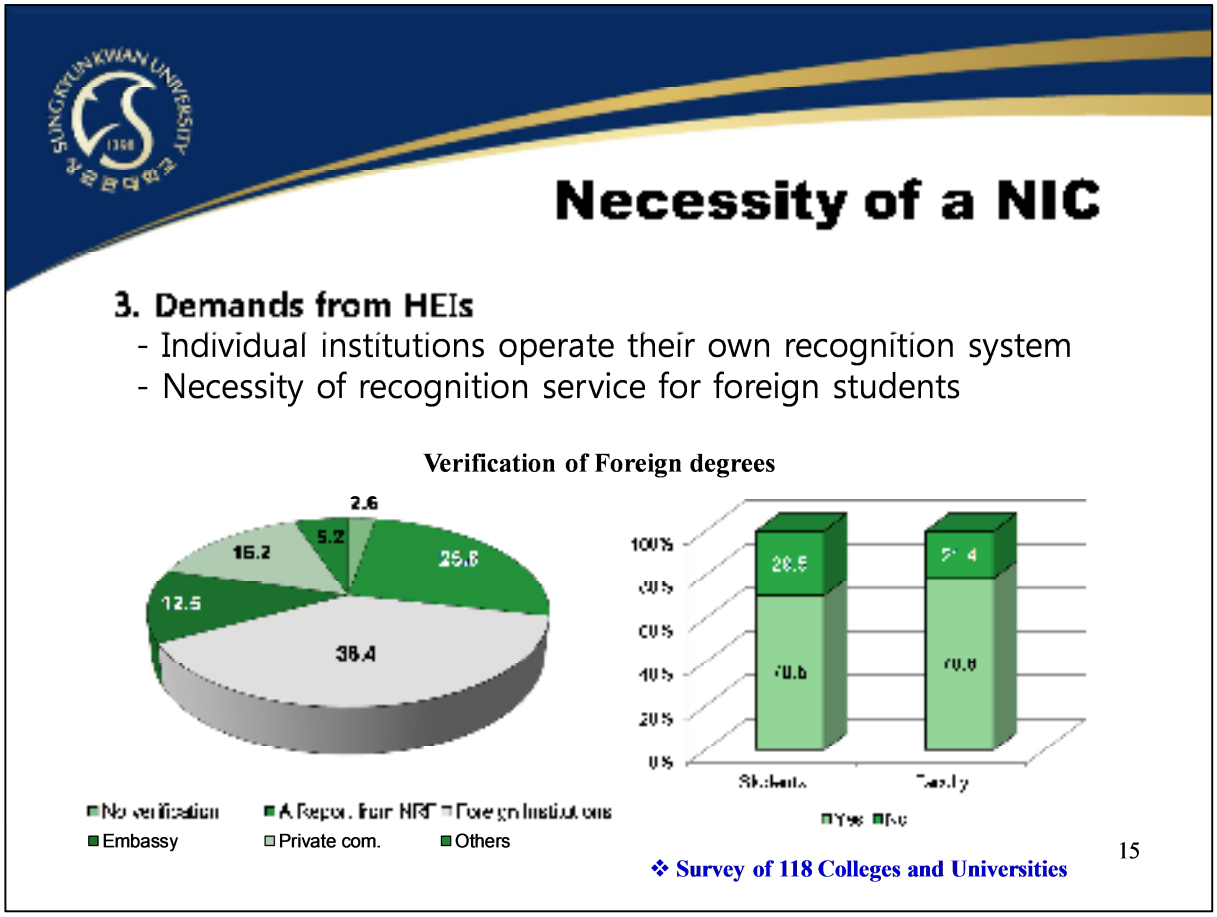

そういった状況の中で、外国の学位を認証するのに、おのおのの大学はどのような方法をとっているのか、このスライドは 2011 年の調査の結果です。118 の大学を調査したものです。外国の学位の認定の方法について、円グラフを見ますと、「外国の学位の認証はしない」が 2.6%、「NFR の報告書を活用する」がおよそ 25%、「学位を授与した外国の大学に直接問い合わせる」というのが約 40%で最大でした。

【会場より質問】

質問者：NFR は博士学位に関してのみデータを持っていると思われるが、円グラフは博士学位の認証についてのみの調査結果か。

講演者：円グラフはすべての学位についての調査結果である。したがって、主に学士や修士に関しては、当該大学に問い合わせるなどの方法がとられていると推測される。

スライドの右のグラフは、各大学が学生や教員の外国での学位を認証するためのシステムを持っているかどうかを調べたもので、学生に関しては 70%の大学にシステムがありました。すなわち、30%の大学ではチェックがされておらず、ほぼザル状態になっていることが分かります。これが、教員になると、教員の学位をチェックしている大学は 80%でした。言うまでもなく教員の学位は重要です。これが、2010-11 年度の状況です。

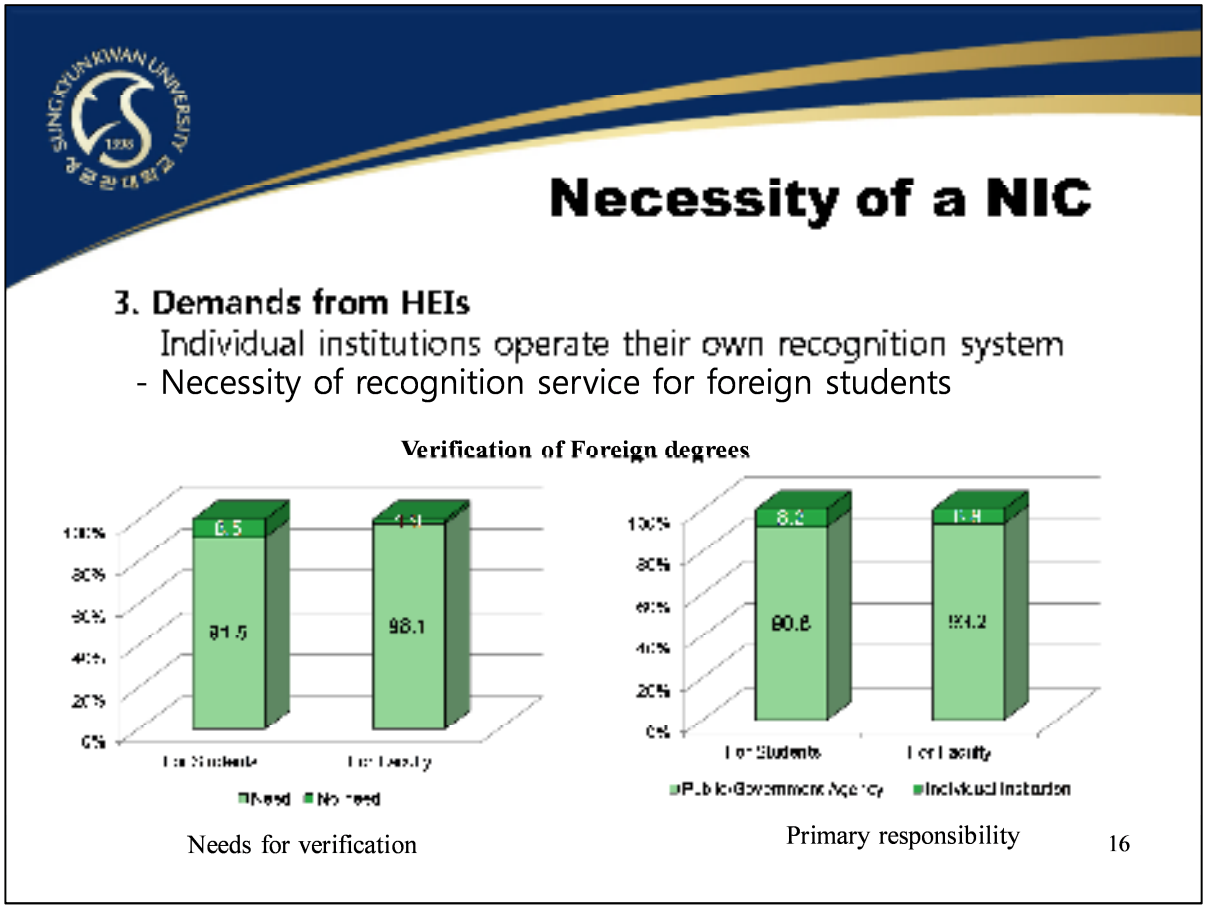

では、大学の意見はどうなのでしょうか。学生や教員の学位を認証するシステムが必要かという質問に対し、118 校のうち 90%以上の大学が何らかのシステムが必要だと言っています。次の質問は、それならそのようなシステムはどこにあるべきかというもので、この問いに対して「個別の大学」がそのような機能を持つべきだと答えた大学は 10%以下でした。90%以上の大学が、そのような学位認証のシステムは、公的な、「政府関連の機関」に置くべきだと答えています。

韓国社会において、政府の威信は高いといって間違いないと思います。先にも申し上げたとおりわたしは 15 年以上米国に暮らし、個人的にはボランティアの発想に基づく学位の認証システムに好感を持っているのですが、韓国では、政府がすることなら信じる、しかしボランティアや私企業がすることはあまり信じてもらえないということを、韓国に戻ってきて改めて認識しました。これは文化に関わる問題で、わたしにどうこうできることでもありません。実際のところ、研究の過程では、外国の学位の認定のために法人格のある組織を新た

に立ち上げる可能性も視野に入れて考えていました。しかし、政府と関係のない私的な組織を作ってこの仕事を任せるのは社会的な信用の面からあまり現実的ではないということで、研究チームとしては現在のところその提案を引っ込めています。政府関係の、公的な組織に認定を任せるというのが現実策だと言えるでしょう。

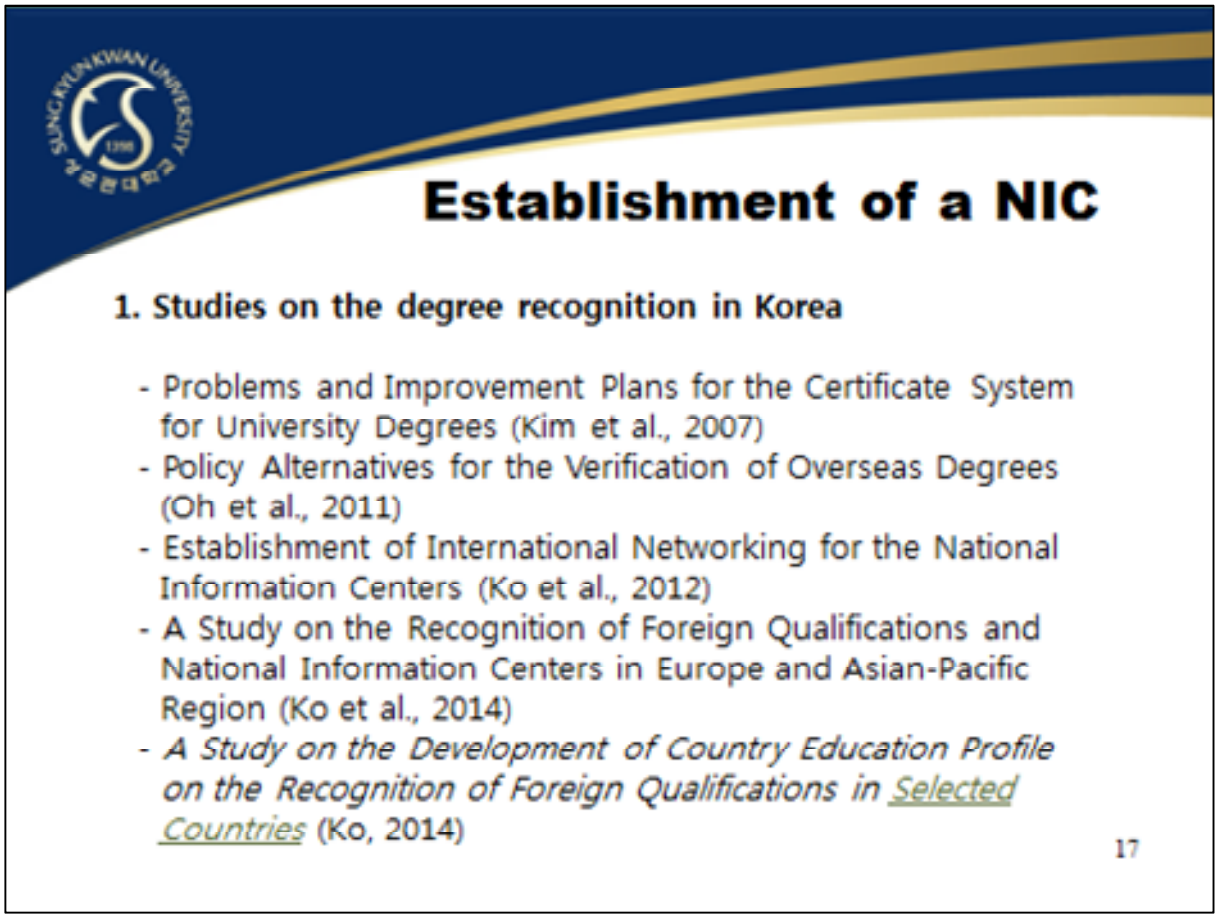

すでに先行研究については触れてきました。NIC に関しては過去に６件の研究がなされ、うち５件は政府による認証の研究でした。2007 年の研究は、例外的に、KCUE の当時の事務総長の金博士の主導によるものです。金事務総長は 2008 年に高等教育法の改正があってすぐ KCUE での認証代行サービスを始めましたが、KCUE の実務は 2010 年に停止しています。これはおそらくあまりに気宇壮大だったからだと思います。

呉(Oh)教授の提言は、政府に受け入れられて、実際ある種のガイドラインが採用されています。

わたしの研究はそれに続くもので、中国、UK-NARIC、ロシア、日本のケーススタディを行いました。2014 年初頭には、研究チームのメンバーがオーストラリアでも調査してきました。これで背景調査は充分だと思っています。

しかし、実際に新たな機関を作るとなると、これは政治の問題でもありますから困難です。かといってただ座して待っているわけにもいきません。そこでわたしは、政府に対して、情

報収集から始めることを提案しました。ともかくも、目的はナショナル・**インフォメーション**・センターなのですから。ここで**センター**を作ることはあまり重要ではない。センターのような独立組織を作るよりも先に情報を集めはじめておいて、もし 1 年か 2 年かのちにセンターができたとしたら、あらかじめ集めておいた情報を流用すれば良いわけです。

そこでわたしは、外国人学生の受入数に基づき、世界の 10 カ国を選んで調査をしました。2013 年現在で、世界の留学生の 87%はこれら 10 カ国に受け入れられています。ここで調べたことのひとつは、これら 10 カ国がいかにして他国の情報を収集しているかということでした。その方法論を確立しようとしたわけです。各国が、学位認定のための情報をどうやって集めているのかということです。

たとえばオーストリアの政府が持っている NIC は、Country Educational Profile (CEP) というものを使っています。これは、学校段階から資格の授与制度から、ありとあらゆる情報を他国に問い合わせて作ったものです。それに倣って、わたしも他国への調査票の開発を試みました。わたしの 3 本目の研究の柱はこの開発です。

かくして、わたしは数年間に亘っていくつかの提言をしてきました。政府はまだ検討しています。中国の関係者には、まだ考えているのか、と揶揄されてしまいましたが。

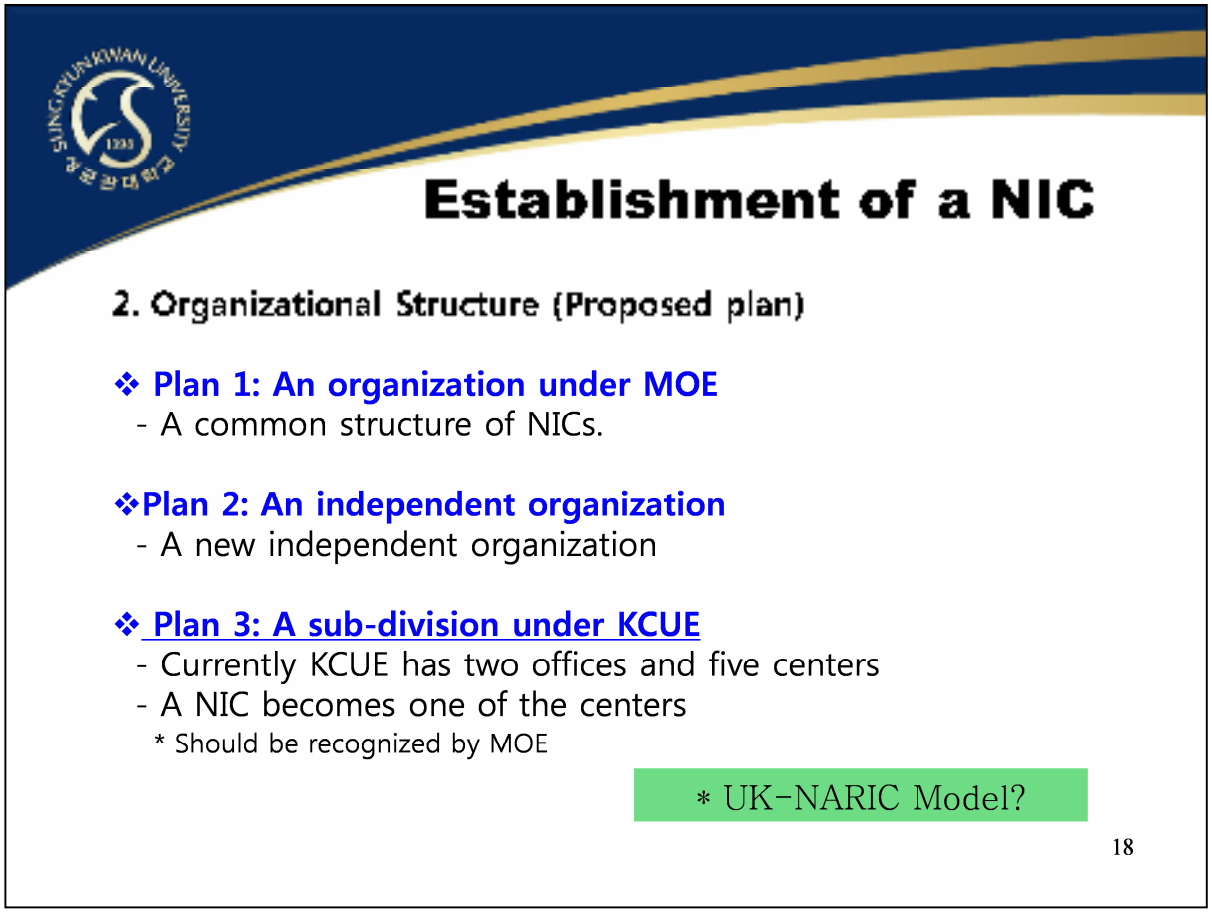

ここで、今後韓国がNICに関して取り得る道についていくつかの可能性を検討してみます。

まず、第一の選択肢は教育部の中にNICを作ることですが、言うまでもなく教育部にはそのつもりはありません。言葉を選ばなければならないのですが、偽学位の問題などがあって外国の学位の認証が社会問題にもなり得るときに、政府としては何らかの認定のシステムを持たなければならないとは思うものの、そのような社会的な関心を集めるような組織を教育部内に作るという考え方は政府としては発想しにくい状態になっています。率直に言えば政府はNICを持ちたくないと思っていますが、研究者としてはその可能性も挙げておくべきかと思います。

第二の選択肢ですが、正直申し上げてわたしはいまだにこの選択肢を推したいと思っています。すなわち独立のNICを作るというものです。しかし、ここ数年間、具体的には現大統領の政権になって以降、教育部に限らず政府全体の傾向として、新たな組織を作りたがらな

くなっています。この先数年間に亘って、この第二の選択肢にもあまり実現可能性はなさそうです。

第三の選択肢は、新たな組織を作るのではなく、現有の KCUE の中に部署を新設するというものです。KCUE にはすでに下部構造がありますから、政府がその中にさらに NIC の機能を負う新たな部署を作ったとしても、おおかたの見方は、その NIC が半永久的に KCUE の一部分として存在し続けるのではないということになると思います。そうではなくて、いずれ独立の組織として NIC を作ろうとしているのだけれど、現在はさまざま摩擦があるのでとりあえず KCUE の傘下に作っているのだろうというふうに見られると思います。この、KCUE の傘下に暫定的に NIC を置くというのが、わたしの考える現実策で、KCUE もそれはありうる案だというふうに考えています。

現在 KCUE の傘下には二つの事務局と 5 つのセンターがあります。そこに NIC を付加するという提言は、3 年前にわたしが出したものですが、それに関して KCUE の幹部と話す機会がありました。彼が言うには、KCUE としては政府の許可なくしても NIC を開始することができるそうです。ただし、政府の認可がない限り National の看板は掲げられません。単に学位認定センターとか、そのような名前なら付けられるわけです。

これが韓国の現状です。先行研究を行った呉教授や、あるいは教育部の官僚を含む多くの人々が、現状では第三の選択肢が最も実現可能性が高いと思っています。

わたしは個人的には、KCUE の中に部局をひとつ作ることから始めるのがよいと思っています。たとえばニュージーランドでは、NIC を作ることが合意されたため、ともかくもその看板を掲げなくてはならないということで、大規模なアクレディテーション団体のもとに専属職員一人の機関を作って NIC としました。このような形態もあり得るというのがわたしの考えです。

また、ここで英国の UK-NARIC について触れておきたいと思います。わたしの研究チームは、わたしを含め結局全員が UK-NARIC に調査に行きました。この機関はきわめてユニークなシステムをとっています。まず、UK-NARIC は政府の機関ではありません。公式には私的な機関で、かつ政府の支援を受けているという形です。ここはやや複雑なところです。組織はかなり大きく、70 人ほどが働いています。収入は会費ですが会費には 5 段階あって、最高

の第 5 段階の会員の会費は年額約 1 万米ドル程度です。最低は 1 段階で、年会費は約 1,000 米ドルです。昨年わたしは会員になってみました。第 3 段階の会員で、約 4,000 米ドルが会費でした。なぜ第 3 段階にしたかというと、5 万 5,000 米ドルのわたしのプロジェクト研究費で払える最高額が 4,000 米ドルだったからです。会員になると、UK-NARIC からは様々なサービスが受けられます。たとえば、真正の学位記と偽造された学位記の見分け方などの情報が得られます。

いっぽう韓国では、繰り返しになりますが私的な組織が National を名乗って学位の認定サービスを行うことは不可能です。これは文化的な問題であるとも言えます。研究チームの中には対価を取って認定サービスをしようという意見もあったのですが、結局最終報告書からは削除しました。ただ、NFR は博士学位 1 件に関して約 35 米ドルを徴収しています。中国の機関は、確か 1 件あたり 70 米ドルを徴収、英国の場合は 100 米ドル以上と、ここにも多様性があります。

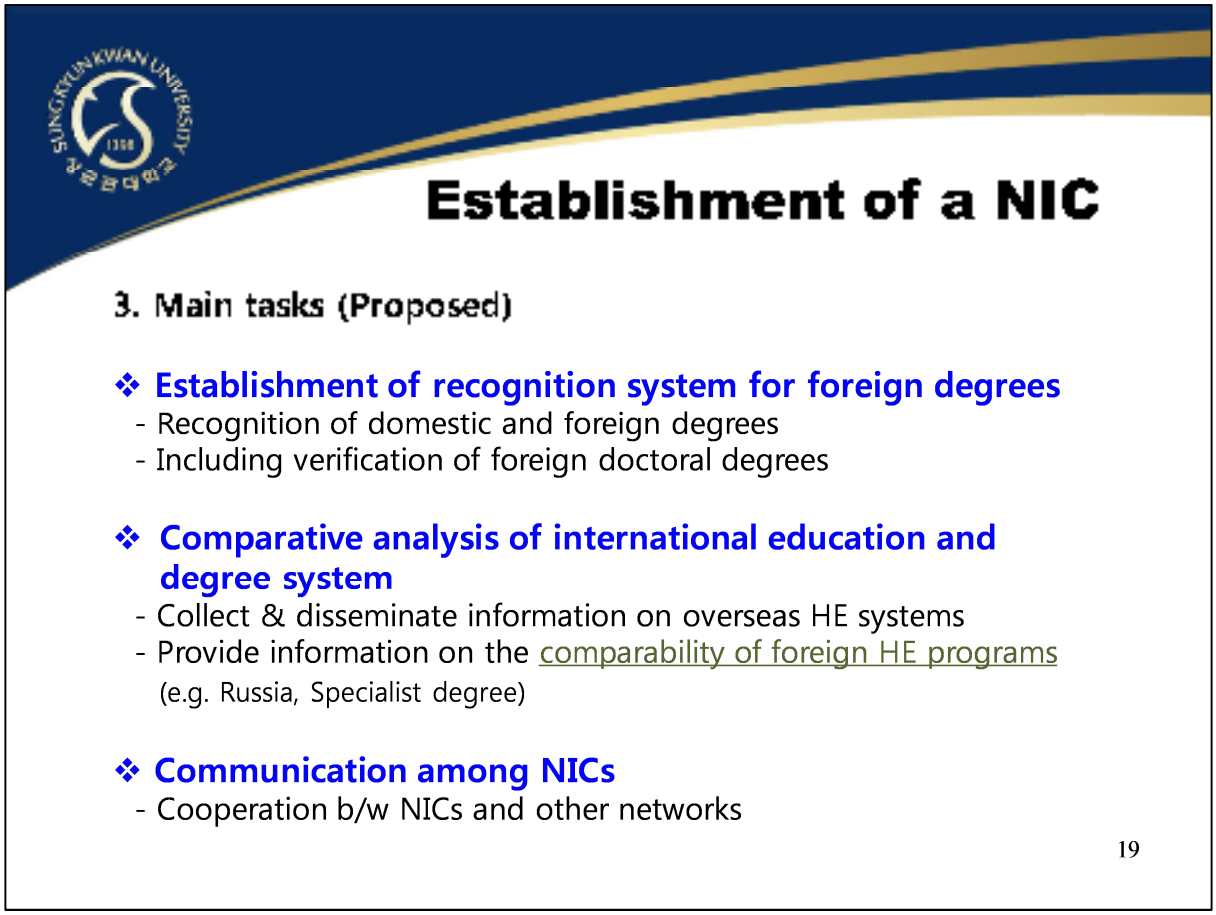

わたしたちが研究チームとして提言した NIC の機能は、まず国内外の学位の認定です。これが主要な任務になります。さらに学位の認証も行います。学位の認証というのは認定とは異なり、個別の学位記が真正であるか否かを判断することです。したがって、ここには熟練した専門家の目が必要です。たとえば UK-NARIC はこの真正性の認証のサービスをしていますが、オーストラリアではしていません。オーストラリアの NIC は、個別学位の認証は高等教育の問題以外の問題に関わるためその責任の外にあるという立場をとっています。

韓国政府は、韓国の NIC には学位の真正性を判断する機能があるべきだと考えています。学士、修士、博士のすべての学位に関してです。法務部が、すでに多くの偽造学位記の問題を調べています。2011 年か 12 年かに、法務部は 4 校の大学を調査して、112 人の外国人学生が偽造学位を持っていたことを突き止めました。かれらはたとえば 1,000 米ドルほどを払って偽の成績証明書を手に入れ、偽の学位を作らせていたわけです。これは大きな問題ですが、教育の問題というよりは法律上の問題となりました。これらの留学生は母国に送還さ

れました。これは極端な例ですが、しかしいずれにせよ NIC には学位の認証システムが必要です。

次に比較可能性の問題です。NIC にとって重要なのは情報の提供で、異なる国で取得された学位を比較できるようなスキームの提供が必要です。韓国語で書き込んだもので恐縮ですが、UK-NARIC は図 1 のようなゼロから 15 までの 16 段階のバンドと呼ばれるスキームを提示しています。

たとえば、韓国には一年制の修士課程はありません。しかしタイには一年制修士がありますし、オーストラリアの Graduate Diploma といういわば準修士のような資格があります。韓国の政府関係者とも話したのですが、これら一年制修士や Graduate Diploma は韓国でどう扱えば良いのかというときに、UK-NARIC のスキームが参照できます。現在、ここには学

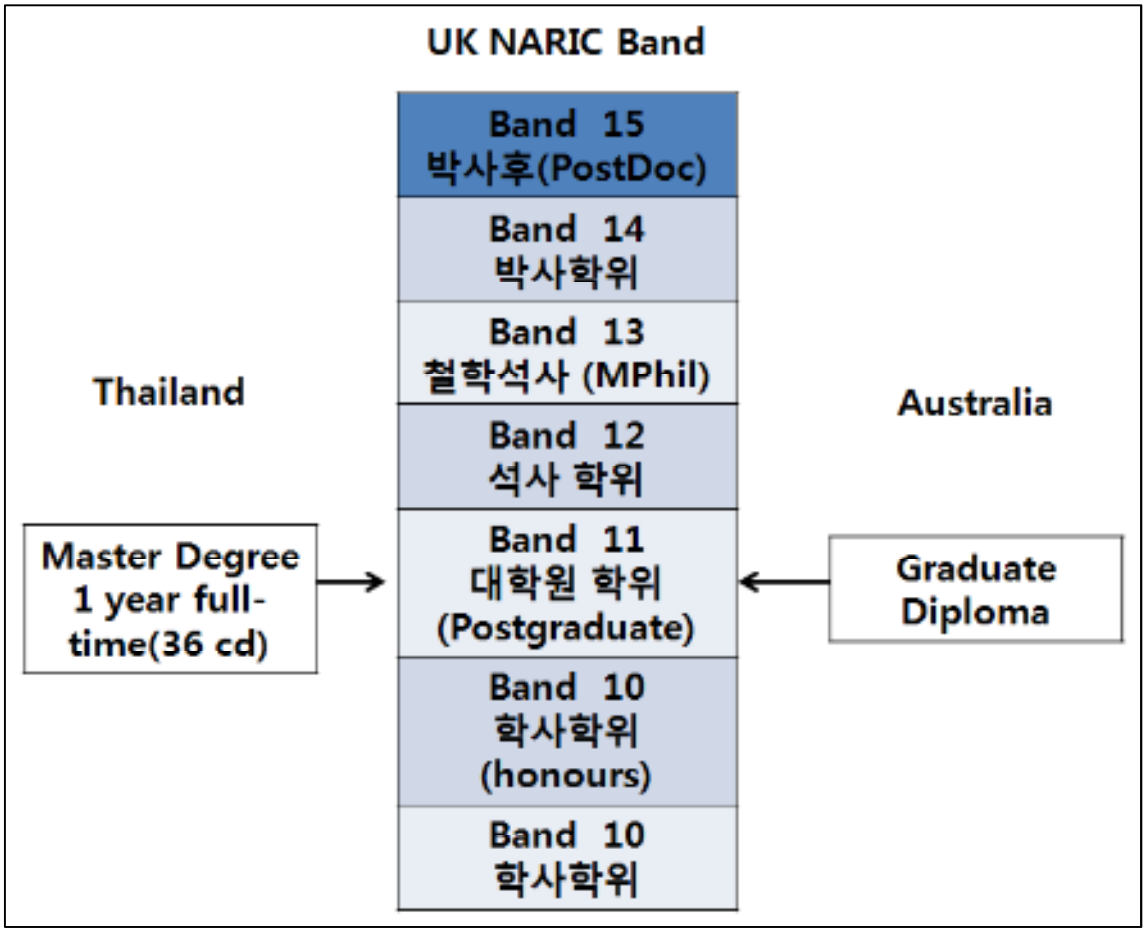

図１　英国 UK-NARIC の提示するバンド

士の学位と修士の学位の間に学士（オナーズ）の段階と一年制の修士相当の段階の 2 段階が設定されています。これで、タイの一年制修士やオーストラリアの Graduate Diploma も比較が可能になっています。これは極めて重要なスキームです。これからお話しするのはロシアに調査に行ったときの経験です。ロシアには五年制の学士課程があります。たとえば五年生の建築学の課程があります。これを、かれらは修士相当だと主張しています。つまり、五年制の学士課程を修了すると博士課程に進学できるというのです。しかし、韓国政府の立場は、それは大学院レベルの学位ではなくあくまで学士の学位であるというもので、ここにロシア政府との見解の齟齬が起きます。そこで調査しなければならなかったのですが、たとえばフランスは、ロシアの五年制の学士を修士として認めているようです。しかしそうではない国もあります。各国に、National Qualification Framework があれば良いのですが、韓国にはまだありません。日本にもないと思います。したがって、このような情報が必要になるわけです。

最後に必要な機能として挙げたいのが、他国とのコミュニケーションです。これについてはあとでご説明します。

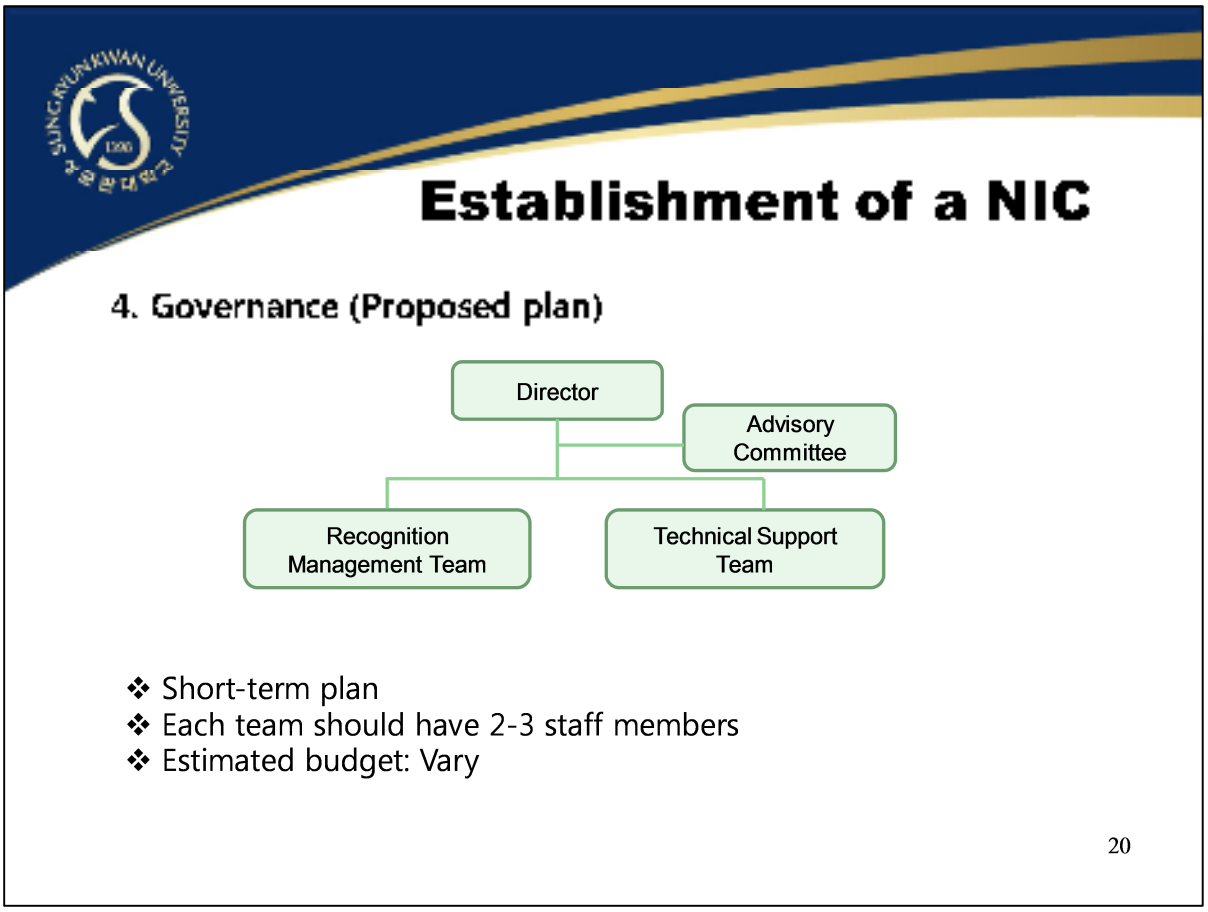

韓国に NIC が創設された場合の組織構造として、わたしたちの研究チームは 2 種類の体制を提言しました。長期計画と短期計画です。ここで短期計画を打ち出したのは、政府には予算的にもまた人員的にも限界があるため、すぐに全面展開はできないだろうと考えたからです。

まずセンター長がいます。この下に二つの部局があるだけです。認定チームと技術支援チームです。ここで技術支援チームがいるのは、データベースのためです。韓国には四年制の大学と二年制の専門大学をあわせておよそ 400 校あります。各校がそれぞれ 15 種類の専攻の学位プログラムを持っているとして、その情報をたとえば 10 年分さかのぼって記録するとなると、これは大変な作業です。また、韓国の男子大学生には多くの場合在学中に兵役が課されます。かれらが復学したときに、卒業までのスケジュールを確認することも必要です。これも大変な作業です。技術支援チームを置くことを提言しているのはこのような理由によ

ります。あわせてコンピュータ・サーバも必要です。したがって、これでもかなりの予算が必要になります。**表 2** には、さらに企画チームを加えた業務所掌と必要な人員を示しています。予算額は、これはかなり幅のある試算になりますが、30 万米ドルから 40 万米ドルは必要になるだろうというのが、2010 年当初の計算でした。

表２　提案された NIC の組織構成と業務所掌（短期計画）

部署	業務	人員(人)
センター長	･センター業務総括、サービス運営のガイドライン策定 ･センターの運営に関連する諮問、センター事業計画審議 ･センター事業の予算と決算審議	1
企画チーム	･学位認定関連の各大学会員登録業務（契約を締結） ･学位認定関連の研究開発 ･センターの短期および長期の運用と発展計画 ･国際的な学位認定機関とのネットワークの構築と活用	2-3
学位認定チーム	･国内の高等教育の学位に関する諸情報の収集と分析 ･海外各国の高等教育システムと学位制度に関する情報の収集と分析 ･国内受け入れ留学生の学位認定サービス代行 ･外国の大学のための国内の学位情報提供 ･国内の学位認定サービス実施 ･国際的な学位認定機関との有機的な情報交流	2-3
技術支援チーム	･学位認定システムの運用と保守 ･システムの使用に関するテクニカルサポートなど	2-3

出典：Ko, et. al., 2012 （スライド 17 参照）

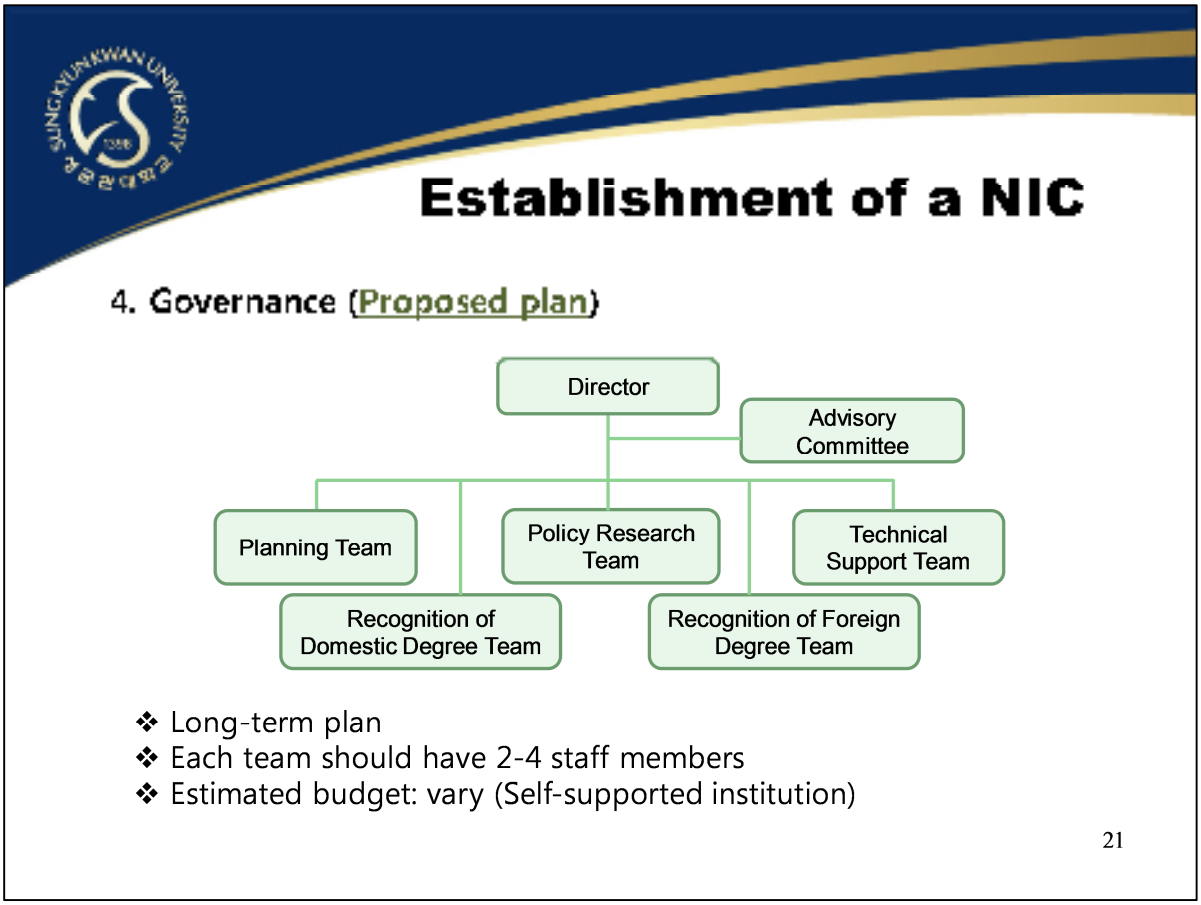

これに対して長期計画では、より多くの国内外の要請に応えられるような組織構造を構想しています。このケースでは、個別の学位の認証手数料を徴収することを想定しています。これは、政府からの財政支出がいずれなくなるか、あるいはごく縮小されることを見越して計画しているものです。そのような場合でも、自己収入だけでまかなえるような計画です。ただし、この計画に実現可能性があるかどうかは不明です。というのも、認証手数料をいくらに設定すべきかが明らかではないためです。すでに申し上げましたが中国政府は 1 件あたり 60 から 70 米ドルの手数料を取っています。韓国 NIC についてもそのようなことを考えてはいますが、しかし実現するかどうかは分かりません。

長期計画のために提言している組織の業務所掌は次の**表 3** に示したとおりです。部署の名前と業務の内容、そして必要とされる人員の数を示しています。

表３　提案されたNICの組織構成と業務所掌（長期計画）

部署	業務	人員(人)
センター長	･センター業務総括、サービス運営のガイドライン策定 ･センターの運営に関連する諮問、センター事業計画審議 ･センター事業の予算と決算審議	1
企画チーム	･学位認定関連の各大学会員登録業務（契約を締結） ･センターの短期および長期の運用と発展計画 ･国際的な学位認定機関とのネットワークの構築と活用	2-3
政策研究チーム	･学位認定関連諸研究開発と実施 ･海外各国の高等教育システムと学位制度に関する情報の収集と分析 ･高等教育の質の管理に関する諸研究の実施	2-3
国内学位認定チーム	･国内の高等教育の学位に関する諸情報の収集と分析 ･国内受け入れ留学生の学位認定サービス代行 ･国内留学生誘致認証評価	4-5
国外学位認定チーム	･外国の大学に向けた国内の学位情報提供 ･国内受け入れ留学生の学位認定サービス実施 ･国際的な学位認定機関との有機的な情報交流 ･証明書の偽造と変造検証	4-5
技術支援チーム	･学位認定システムの運用と保守 ･システムの使用に関するテクニカルサポートなど	2-3

出典：Ko, et. al., 2012 （スライド17参照）

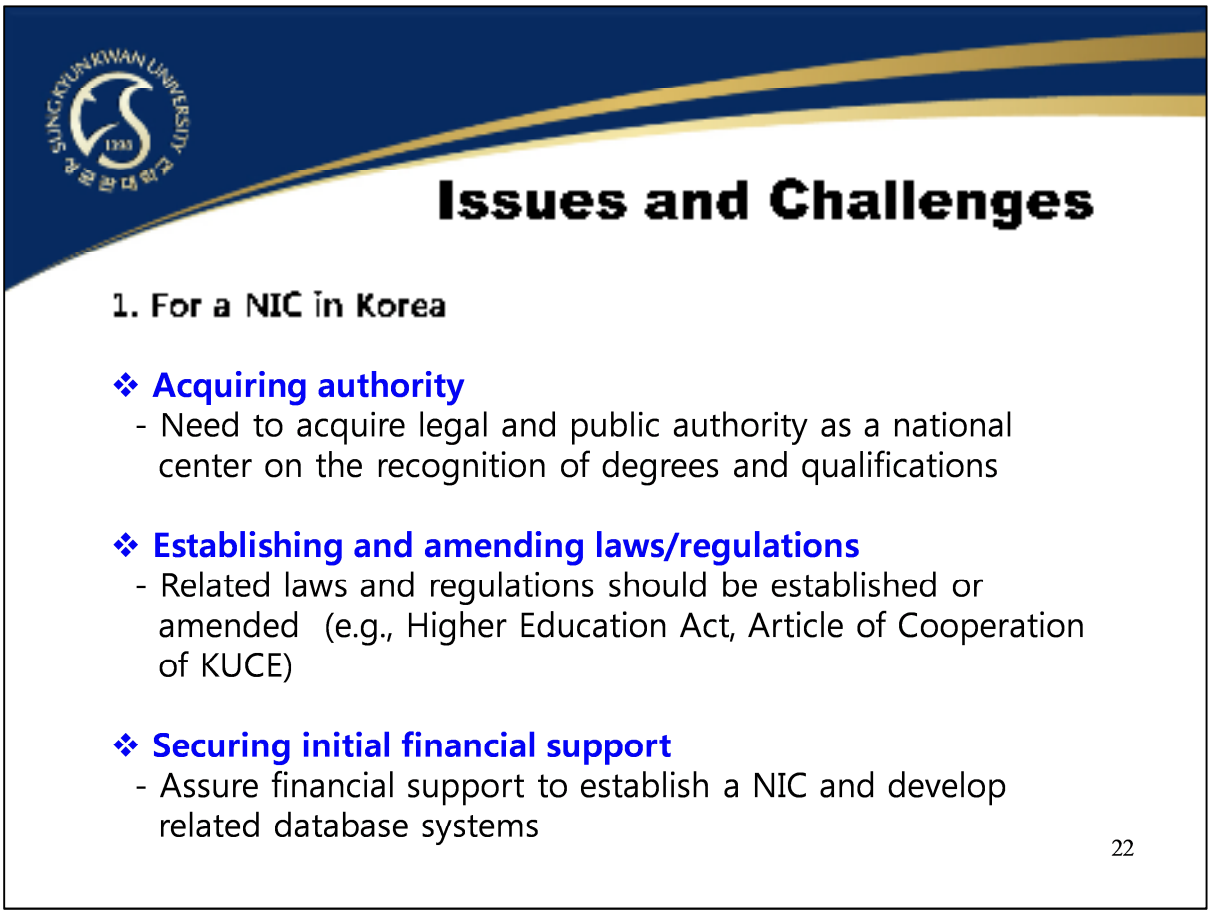

最後に、韓国 NIC の創設に向けた課題です。

まず、権威づけの問題が最も重要です。何度も言うように必要なのはナショナル・インフォメーション・センターであって私的な機関ではありません。したがって、NIC は政府によって承認されることが必要です。まず政府の信用を得てはじめて社会の信用を得ることができるといえます。

そのためには、NIC の設置法を創設することが必要です。たとえ現有の KCUE の下に NIC を新設するにしても、現在の規則を変える必要があります。わたしたちの研究チームには法務の専門家もいましたので提言に織り込んでいるのですが、政府レベルの法改正に加えて、KCUE の規則改正をして、それを評議会に承認してもらわなければなりません。

また、初期投資の予算を確保することも必要です。そもそもお金は重要ですが、特に初期のお金は重要です。NIC を創設する場合、とりわけデータベースの構築のための投資額が大きくなります。ただ、わたしたちの提言の内容は、政府その他の支援を受けて予算が確保で

きるまで待つというものではありません。KCUE などの組織には内部留保金がありますので、まずはその資金を使い、翌年から政府の支援を受ければよいというのが提案です。また、人員についても、KCUE の現有の職員を工面して小規模な部署から始めようという提言もしています。いずれにせよ、教育部は NIC を必要としているわけですから、最終的には予算と人員を手当てするだろうと、わたしたちは推測しています。

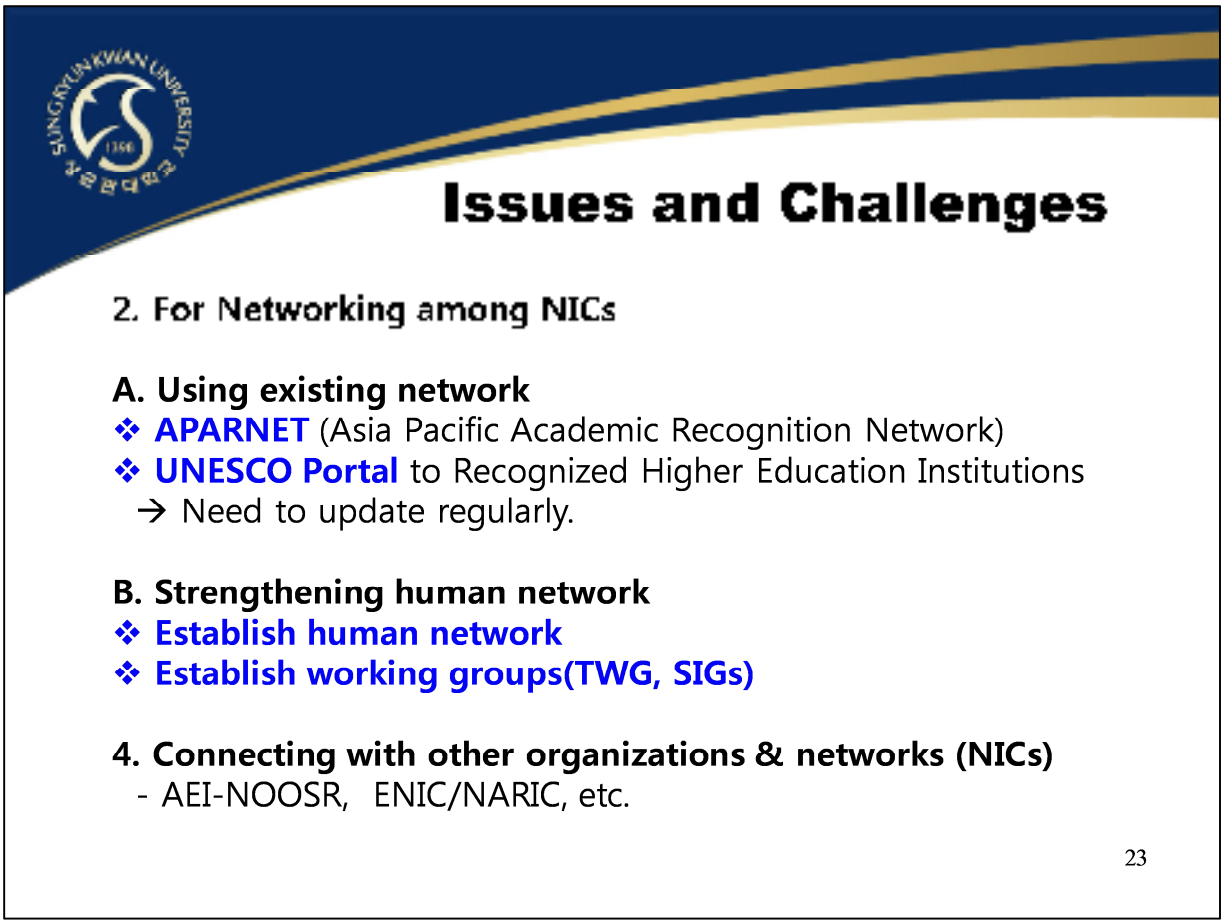

ふたつ目の課題はネットワーキングです。わたしたちはこれまでの研究の中でいくつかの国際会議に出席してきましたし、また限られたものとはいえ韓国はある種の NIC のようなものを持っていましたが、それでも他国の情報は充分に得られていません。たとえば英国のすべての大学にあたって情報を得るというのは不可能です。そこで、UK-NARIC を利用することになります。日本も同じです。日本の大学すべての情報を韓国から得ることは不可能です。しかしたとえば日本に NIC があれば、わたしたちはそこから情報を得ることができます。

各国の高等教育システムは、各国において最も良く知悉されています。したがって、それらの国内の情報の集約地点を接続することが最も効率の良い方法です。人と人のつながりも重要です。UK-NARIC には世界七地域それぞれの専門家がいて、彼らは非常にうまく機能しています。たとえば、わたしは直近の研究プロジェクトで、インドの情報を必要としたことがありました。しかしわたしはインドの高等教育についてほぼ何も知りませんでした。そこで、英語で書かれたインドの高等教育に関する資料を調査したのですが、それで 100 パーセ

ント充分な情報が得られたという自信があるかというとそうではありません。ヒンディー語の資料が読めないからです。タイ語しかり、ヴェトナム語しかりです。わたしは英語しか読めません。しかし UK-NARIC は大きな組織で、各国語が読める地域スタッフがそろっています。いずれにせよ、ネットワークは重要で、情報の共有も大切です。UK-NARIC の韓国に関する情報をわたしがチェックすることもできます。官僚だけではなく専門家も関わらなければならないのはこのためです。このようにすれば、NIC は実現するでしょう。

お約束した時間が来てしまいました。ご清聴ありがとうございます。

【質疑応答の記録】

【質問者】

直面している問題は韓国も日本も大いに共通していると思われます。

研究チームの提案として、韓国に NIC が設置された場合にはすべての認定はその NIC が行うことを法で定めるとしているのですか。

【講演者】

まず用語の問題を整理しておきます。近年よく使われるのは「資格（qualification）」という用語で、ユネスコなども「資格」ということばを使っています。しかしわたしはこの講演で基本的に「学位（degree）」ということばを用いてきました。資格は広い概念で、学位はその一部分だと言っていいと思われますが、韓国では伝統的に、資格は職業のもの、学位は学術のものという使い分けがされてきました。わたしは職業教育や国際資格枠組みなどについても仕事をしてきましたが、しかしどちらかといえば「学位」側の人間です。一般に合意されているわけではないのですが、一応ここでは使い分けています。

また、認定（recognition）と認証（validation）も使い分けました。わたしは、認証は法や規則に関するもので、例えばわたしが成均館大学から博士の学位を得たとします。この成均館大学の博士の学位は真正なものです。ここに別の人がいて、ハーバードの博士の学位を持っていたとします。ハーバードが世界的に優れた大学だということは知られていて、学位も真正なものだとしても、大学で採用するときには大学や学部の事情に合わせて成均館の出身者が採用されることはありえます。NIC の認定で学位が同等と認められても、個別大学における学位の扱いの結果は異なりうるので、認定と認証は別のものだと考えるべきです。

【質問者】

では、講演にあった大学への調査から、韓国の個別大学は、外国の学位と韓国の学位の同等性の検討に困難を感じていて、なにかアドバイスのようなものを必要としているという結果は出ているのでしょうか。

【講演者】

わたしたちの調査からも、個別大学が苦労しているということは分かっているのですが、2年前にKCUEも調査のための会合をして聞き取りをしています。かなりの時間がかかったことが分かっています。わたしたちの、118の大学に対する調査でも、外国の学位の確認にどれだけ時間がかかったかについて、結果を持ってきているのでお話ししますと、問い合わせから結果が帰ってくるまでにかかる時間の満足度についてですが、大使館にたずねた場合は満足が約40%、不満が約60%でした。学位を出した当該大学に問い合わせた場合では、満足が38%で不満が62%でした。いっぽう、NICのような国家レベルの公的機関に問い合わせた場合の満足度は逆で、満足が67%で不満が33%でした。個別大学の対応に対する不満が一番高くなっています。そういうわけで、韓国の大学は、外国の学位の問題は政府であれKCUEであれ、国の機関に任せた方が負担が少ないと思っているようです。

【質問者】

認定や認証にかかる時間が重要視されているということですね。

【講演者】

ある意味そのとおりです。UK-NARICですら回答に3ヶ月を要することもあります。もちろんユーザはそれよりも早い回答を求めることがありますから、その場合は追加料金を払って特急サービスを受けることもできます。韓国のNICに関してはそのような特急サービスの提言はしていませんが、政府関係者など、収入を大いに気にする人々もいます。

【質問者】

17枚目のスライドにある研究成果についてうかがいます。数カ国で作成されているカントリー・エデュケーション・プロファイルについて調査なさったとのことですが、実際に韓国でこのような試みをされるときにモデルとなり得る情報ツールを作っているのはどこの国だとお考えでしょうか。英国やオランダなどは大規模なデータベースを持っているようですが、ご意見はいかがでしょう。

【講演者】

まずはオーストラリアのケースです。オーストラリアのカントリー・エデュケーション・プロファイルはよく整理されています。学校系統図や成績評価の方法などの情報も提供されています。高等教育の各学年と、職業教育や教師教育の対応もとられています。韓国では職業教育と教師教育は主要な問題ではないので、わたしの報告書には盛り込まなかったのですが、どこをモデルにすべきかといえば韓国にとってはオーストラリアがモデルだと思います。

オランダのことは詳しく調べていませんが、英国の UK-NARIK とオーストラリアのケースが最も有力だと思っています。ロシアの内部のサイトも見せてもらいましたが、やはり英国とオーストラリアが最良でしょう。ただし、それらをそのまま韓国に持ってくるのではなく、韓国にとって最良な構造というものを考えなければなりません。

【質問者】

韓国における学位の認証についておうかがいします。偽学位の問題もあって学位の真正性の証明に需要があるとのことでしたが、ウェブサイト上で韓国の学位や高校の証明書の真正性を確認できるシステムがあると聞いたことがあります。このような需要は高まっているとお考えでしょうか。

【講演者】

高校や学部段階の証明書をチェックするサイトについてはよく知らないのですが、おそらくそのようなサービスもあると思います。問題が大きいのは博士課程についてで、たとえばロシアの博士課程に進学しようとしている韓国からの学生に関してですが、ロシア政府はかれらの学位をチェックするために、ロシアに進出しているサムスン電子や現代自動車などの韓国企業の CEO に依頼をしました。学位情報を検索できるウェブサイトがあればよかったのですが、実際にはこれら企業のトップが回答するまでに 3 ヶ月から 1 年、あるいは 3 年を要したケースもありました。ロシアの大学はその回答を待ちきれませんから、学生を入学させてしまい、そのあとになって、やっぱり入学資格はなかった、だから学生は韓国に帰らなけ

ればならないなどということも起きました。韓国政府関係者がわたしにロシアへの同行を強く求めたのも、このような背景あってのことです。

【質問者】

単純な質問をふたつうかがいます。まず、KCUE が外国学位の認証代行サービスを停止したのはなぜでしょうか。また、KCUE は韓国版 NIC の機能を負うことにすでに同意しているのでしょうか。

【講演者】

答えも単純です。KCUE が認証サービスを停止したのは予算の問題です。時間の問題でもあります。需要は拡大しているのに、政府から充分な人員と予算が手当てされなかったことが背景にあります。また、教育部の官僚が 1-2 年で配置換えになるので問題意識が継承されないことも問題で、ある年に KCUE は認証のサービスを行うと明言したのですが、翌年の予算は措置されませんでした。ただ、KCUE には相当額の内部留保予算がありますし、また第三者評価の経験のあるスタッフもあります。質保証と学位は緊密に結びついているものですから。ただ、これは私見ですが、KCUE としては決めかねているというところだと思います。

2012학년도 전기 2차 순수외국인
전형 학부 신입학 모집요강

LETTER OF CONSENT(학력조회동의서)

SUNGKYUNKWAN UNIVERSITY
Office of Admissions
25-2, Sungkyunkwan-ro, jongno-gu, Seoul 110-745
KOREA

To whom it may concern :
This letter is to confirm that I attended (√해외학교공식명칭) ;

I have applied to Sungkyunkwan University in Seoul, Korea for the 2012 academic year. I hereby request and allow Sungkyunkwan University to officially request the transcripts from the previously attended schools.

In this regard, I would like to request your full assistance when this university requests the verification of enrollment and transcripts.

School Name : √
School Address : √
School E-mail Address : √
Student Name : √
Date of birth : √
Date of admission (transfer) : √

Date : Month - Day - Year

Sincerely yours,

Signature

* Applicants should write on the lines marked by √

2012학년도 전기 2차 순수외국인
전형 학부 신입학 모집요강

LETTER OF REQUEST(학력조회의뢰서)

SUNGKYUNKWAN UNIVERSITY
Office of Admissions
25-2, Sungkyunkwan-ro, jongno-gu, Seoul 110-745, KOREA

Date : . . 2012
School Name : *(해외학교공식명칭)
School Address:
Tel: *
School E-mail Address : *(해외학교 학력조회담당자)
Student Name : *(해외학교에 등록된 이름)
Date of Birth

Subject : Requesting Student Information

Dear Sir / Madam
The above applicant has submitted educational documents issued by your institution to our university. We ask you to verify the accuracy and authenticity of the enclosed documents. We need your confirmation of enrollment, major field, and the date of Graduation.
Kindly complete the below and return to our office. You can respond via fax and email.
Thank you for your cooperation. We look forward to hearing from you soon.
Sincerely,

Director of Admissions, Yoon-Bai Kim, Ph.D.

Questions to verify student information. (아래는 해외학교 담당자)
Student Name
Date of admission :
Date of graduation :
Name of institution :
Total credits : Verifying date :
Signature of University official :

韓国における学業資格認定のためのNICの設置について

高長完
森利枝（編訳）

平成27年3月

発行　独立行政法人大学評価・学位授与機構　研究開発部

〒 187-8587　東京都小平市学園西町1-29-1
電話　042-307-1500(代表)